

5. 適切な国際的資源管理の実現とそのための国益と国際益に根ざした主張の展開とその継続

これまでは捕鯨やF A Oでの取り組みに見る持続的利用の達成に向けた筆者らの取り組みなどを論述したが、対象を変え、筆者らのマグロ漁業での取り組みについて触れる。

(1) ワシントンD. C. の国連海洋法仲裁裁判所にて

2000年5月7日、米国ワシントンD. C.にある世界銀行の関連施設、国際投資紛争解決センター (International Centre for Settlement of Investment Disputes: ICSID) において、国連海洋法条約 (United Nations Convention on the Law of the Sea: UNCLOS 1982) に基づいてミナミマグロ問題をめぐる国際裁判 (国連海洋法仲裁裁判) が開始した。原告は豪とNZの二ヶ国の政府、被告は日本政府である。

1999年の8月にドイツ・ハンブルクの国際海洋法裁判所 (International Tribunal for the Law of the Sea: ITLOS) でこの問題についての第一審にあたる暫定措置裁判が開かれ、審理が終了した。日本は、ミナミマグロ資源管理をめぐる紛争を審理する妥当性がITLOSにはない、ミナミマグロ問題は「みなみまぐろの保存のための条約」(以下「みなみまぐろ保存条約」: CCSBT 1993) の下、適切な紛争解決手段で解決すべきだと考えていた。それが豪、NZによって一方的にITLOSに持ち込まれ、管轄権のあるなし、つまりその裁判所で審理することの妥当性と、中身についての議論、すなわちミナミマグロ資源は本当に回復しているのか回復していないのかという二つを併せた論争になっていった (Government of Japan 2000a)。

ミナミマグロは南半球の中高緯度海域を回遊する刺身や寿司用の高級マグロであり、資源の保存と利用をめぐる豪NZ3ヶ国が、1982年から非公式な協議を開始していた。その後「みなみまぐろ保存条約」をつくり、1994年からはこの条約の下に設置された「みなみまぐろ保存委員会 (Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna: CCSBT) を通じて、その持続的な利用と管理をめざしてきた。しかしながら、日本と豪NZの間には、ミナミマグロの資源状態が良いのか悪いのかの評価をめぐる見解に大きな差があり、その利用についても考え方の差が大きかった。特に1980年代後半、日本漁船の豪200海里内操業禁止をリンクさせた豪州の環境保護政策により総漁獲可能量が大幅に削減されて以降、操業海域及び時期が縮小、限定され、その結果、資源評価に必要なデータの入手も困難となり、各国の資源評価の差もさらに大きくなり、責任ある地域漁業管理機関としての機能を果たせない状態になっていった。

このような機能不全状態を脱却し、その機能を早く改善するため、日本は、現在操業が行

われていない地域、時期においては実際に操業を行い、その海域にミナミマグロがどれだけ生息するのか資源状況を実測してみる調査漁獲計画を提案した。この提案については3ヶ国での共同実施に向けてみなみまぐろ保存委員会内で1995年から3年以上にわたって検討を重ねたが、豪NZの事実上の拒否権の行使にあつて結論が得られず、1998年、1999年に日本の責任と費用負担の下で自主的に実施することにした。これに対し、豪NZは国連海洋法条約上の協力義務違反であるとして日本を国連海洋法仲裁裁判所に提訴し、また国際海洋法裁判所に暫定措置を要請したのが1999年7月であった。

この問題は、直接的にはミナミマグロの資源評価をめぐる見解の違いが発端であるが、その根底には、水産物や海へのかかわりに対する考え方の違いがある。長年水産物を主なタンパク源とし、またその国土の狭さゆえにこれからも水産物に依存していかざるを得ない日本の海洋生物資源の利用に関する政策、すなわち「海洋生物資源の持続的利用」という考え方と、広大な国土をもち、農業に食糧の供給を依存することが可能で、太古の昔から水産物を重要な食物として考えてこなかったヨーロッパ文化の流れをくむ豪NZの食習慣との違いや環境保護を主張する団体の圧力を背景とし、海洋生物資源の持続的利用ではなく環境保護が優先するとする豪NZの政策との対立でもあった。

残念なことに、国際海洋法裁判所は1999年8月27日に「日本の調査は原則としてやめなさい」という暫定措置命令（ITLOS 1999）を出した。このときの筆者のショックは言葉ではいえないものだった。

暫定措置をめぐる裁判の後は本裁判、すなわち国連海洋法仲裁裁判所での争いとなった。国連海洋法条約に基づく国連海洋法仲裁裁判所はふだんは存在せず、必要な時に当事者の合意により設立される非常設裁判所であり、5人の裁判官からなるこの裁判所が日豪NZにより設置されたのが1999年秋。ワシントンD.C.の世界銀行内にある国際投資紛争解決センターが裁判の場所として選定されたのが2000年1月であった。その後、日本側は、この国連海洋法仲裁裁判所がミナミマグロ問題を取り扱う管轄権をもたない、すなわちこの問題は国連海洋法条約ではなく「みなみまぐろ保存条約」の下の科学と技術的見解の差をめぐる紛争であるとする抗弁書を提出し、これに対し豪NZが反論書を提出した。これら2つの提出文書を基に、2000年5月7日から5日間の予定で口頭審理が始まることになった。

ところで、日本が国際裁判の直接の当事国となったのは、明治の近代国家建設以来、これがわずか3度目にすぎない（山田 2001）。最初のケースは、1872年、横浜に寄港したペルーの帆船から中国人労働者を解放してペルーに訴えられた「マリア・ルース号事件」であり、翌1873年仲裁契約が結ばれてロシア皇帝を裁判官とする仲裁裁判所に委ねられ、日本側が勝訴した。第2のケースは、1864年の幕末開国時の不平等条約を改正して、1902年、外国人居留区を廃止した際、旧居留区在住の外国人にも家屋税を課して英、仏、独に訴えられた

「家屋税事件」で、常設仲裁裁判所は土地だけでなく建物にも租税や賦課金を課すことは免除されるべきとの判断が示され、日本が敗訴した。100年をこえる近代日本の歴史の中でもこれまでたった二度の経験しかなかった。

この歴史上意義深い裁判の当事者となった筆者は、日本政府当事者として「みなみまぐろ保存委員会」の交渉の経緯をつぶさに紹介した意見陳述書をすでに国際海洋法裁判所に提出していた。今回のミナマガロ裁判は、マガロという世界の大洋を回遊する魚の中でも高価な魚種の保存と管理あるいは資源の配分をめぐる、いわば国連海洋法条約の解釈の中核をなす重要な問題を対象とする裁判である。また、この裁判の行方、すなわち具体的な紛争の解決の内容は、今後の海洋生物資源の保存と利用の枠組みのあり方を大きく左右していくと考えられた。とりわけ筆者たちが直接関与するようになった1996年以降の豪、NZとの対立に決着をつけるためにも重要であった。

世界各国の漁業者が国際漁場に進出し、国際化が進むにつれ、資源の取り合いもますます激化し、今後、国同士が対立し、その見解を主張しあうケースが増加していくであろう。したがって、日本もこのような国際裁判は今後、好むと好まざると経験をしていかなければならない。

何ごとにもあてはまろうが、一回事実上負けたあとで、もう一度全体を立て直して2度目のチャレンジする方向にもっていくことは、実は多量のエネルギーが求められる。特に日本人は勝ち負けにこだわるから大変だ。

暫定措置をめぐる裁判に負けたことが予想に反していたから、この裁判は日本に理があるのに判決が間違っている、これを是正しなければならない、という思いが相当大きかった。やはり原点は、豪、NZがみなみまぐろ保存委員会の中で、日本が提案を出す事実上拒否権を発動していたことだと思う。資源が回復しているのに、いっさい総漁獲可能量の増加を認めなかった。このため条約とCCSBTプロセスが機能不全に陥った。このまま負けて引き下がったら、この機能不全が定着することになる。だから負けられないという思いが原動力になったのだろう。

暫定措置裁判に負けたことは、一方で我々に膨大なプラスをもたらす結果となった。それは、「資源管理に対してまじめに取り組んでいる条約加盟国が損して、非加盟国がそのまま放置されることは許し難い」という気運が日本国内で高まり、非加盟国対策が大幅に進んだことだ。CCSBTだけでなく「大西洋まぐろ類保存国際委員会 (International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas: ICCAT) でも、非加盟国対策、すなわち台湾や地域漁業管理機関に属さない国等に船籍を移し管理や規制を逃れようとする便宜置籍漁船に対する対策が進んだ。大きい成果だった (水産庁 2000)。

また、日豪、日NZという国際関係の視点からも意味がある裁判だったと思われる。仲裁

裁判に勝ったときは豪州滞在が長年に及ぶ、日豪関係の専門家である日本人から次のように言われた。「日本が一方的にミナマグロ調査漁獲を実施し、かつこのミナマグロ裁判で日本が勝ったことによって、ある意味では既存の日豪関係が大きく変わった。今までは、豪州からみれば日本人というのは豪州に従順な民族で、言うことを聞く民族になっていた。それが、豪州が完全に顔色を失った思いをしたのではないか。日本が、豪州が反対していたミナマグロ調査を二回やって、豪州はプライドを傷つけられた。さらに、日本に対して国際非難を浴びせようとしたら、逆に悪いのは豪だとなった。これは豪にとって相当屈辱だったと思いますよ」と。

単にマグロの裁判ではあるが、日豪と日NZという枠組みで考えると、両国間の関係に一石を投じたと思われる。

(2) 豪NZの国連海洋法条約に基づく提訴と国際海洋法裁判所への暫定措置の要請

①豪NZが日本を国際裁判に訴える

1998年8月以降、日豪NZ3ヶ国は「みなみまぐろ保存条約」上の紛争があるとして話し合いを継続してきたが、日本はそもそもこの問題は司法的問題ではなく、調査漁獲計画(EFP)の規模とデザインをめぐる科学的及び技術的問題であると考えていた。また、たとえそれが「紛争」であり、その解決のための手続きが進められても、この条約の枠組みの中で解決されるべきであると考えていた。そうでなければ、地域の実情にあわせて設置された地域漁業管理機関の役割や権限が低下することとなるからである。

一方、豪NZは日本が1999年6月1日にやむなく自主的に2年目の調査を開始する直前になり、「日本がEFPを開始しないという前提でしか、みなみまぐろ保存条約第一六条に基づく協議をおこなう用意はなく、日本がEFPを単独実施する場合はこの協議は日本側により一方的に打ち切られたと解釈し、国際法上の他の法的手段を考えざるを得ない」とし、同条約に基づく交渉の一方的に打ち切りを通告してきた。標識放流調査やランダム・サンプリング調査の実施も含め豪NZの見解をできる限り取り入れた現行のEFPについて、日本としては、調査開始後であっても共同調査の実現に向け引き続き協議をおこなう用意と希望があることを先方に伝えたが、両国は日本の一方的調査実施は国際法違反であり紛争は拡大したとするだけで、協議の一方的打ち切りを宣言するだけであった。

日本は、豪NZの懸念に対応し、同条約第一六条1に基づく「交渉」に代わり、第三者を仲介役にたてる「仲介(mediation)」による解決を提案し、実際に仲介者の候補としてインド洋まぐろ類委員会(IOTC)、FAO、EU、米国と内々に協議を開始した。特にIOTCは、その1998年の年次会合において、「みなみまぐろ保存条約の目的を達成するべく同条約

締結国が困難を克服することを要請し、そのために I O T C 議長が仲介となることを申し出る」との決議 (IOTC 1999) を日本と豪を含む I O T C メンバーの全会一致で採択しており、仲介者として最適であることを豪 N Z に伝えた。しかし、これに対する両国の反応もこれまでと同様で、全く検討する様子もなかった。

ミナママグロ問題については、日本はさらに妥協を図り、同条約一六条 2 に基づく「仲裁（これは豪 N Z が望む司法的解決となる）による紛争解決を図ると同時並行的に科学者・専門家による調査漁獲計画に関する協議を継続することを提案した。しかし、この提案の翌日の 1999 年 7 月 15 日には、豪 N Z は、国連海洋法条約に基づき、それぞれ「訴状」および「暫定措置」の要請を送付してきた (Government of Australia 1999a; 1999b; Government of New Zealand 1999a; 1999b)。

この年の 6 月以降、豪国内の新聞報道は、豪 N Z が国際司法裁判所 (International Court of Justice, ICJ) などに提訴する動きがあることを報じていた。日本国内においても、外務省、水産庁間で定期的な協議会を頻繁に開催し、豪 N Z の出方、これに対する対応方法等につき検討を重ねた。オランダのハーグに所在する I C J への提訴 (日本は、I C J の強制管轄権を認めており、他国が日本を相手取り I C J に対して何らかの国際裁判を起こした場合にはこれを拒否することができない (ICJ 規程第三六条 2 : UN 1945b)) の可能性を含め様々なケースを想定し、その場合の対応やスケジュールについて検討をおこなったのである。外務省は I C J から出される暫定措置によってこの調査が止められる可能性を水産庁に提示した。しかし、我々は必ずしも過去の前例に照らせば国際司法裁判所の暫定措置に拘束力がないとの判断もあると考えていた。一方、国際海洋法裁判所など国連海洋法条約の下での紛争解決手続きに持ち込まれた場合においては、強制的に、なおかつ二週間以内に暫定措置が下され得ることはすでにわかっていた。

日本はこの問題が国連海洋法条約の解釈および適用に関する紛争であるという点について訴状の送付時点まで両国から何ら明確な説明を受けず、したがって、明確な反論の機会も与えられず、そのため、紛争解決方法についての協議の機会も与えられることはなかった。豪 N Z はこのような手続きを全て省略し、UNCLOS 第 15 部に基づく義務的手続きを一方向的に開始し、暫定措置を早急に求めたものである。当初可能性が高いと予想していた国際司法裁判所ではなく、国連海洋法条約に基づく提訴であり、おまけに「暫定措置命令要請」付であった。

②国連海洋法条約第 15 部 (紛争解決の方法と手続の規定)

UNCLOS 第 15 部は UNCLOS の解釈又は適用に関する UNCLOS の締結国間の紛争を解決するための方法、手続きについて規定するもので以下に示すように①総則、②拘

束力をもつ決定を伴う義務的紛争解決手続、および③この義務的紛争解決手続の規定の適用の制限および除外についての3つの節からなる。

【第1節 総則】

この節ではまず、締約国に対し、国際連合憲章第二条3（UN 1945a）の規定に従い、交渉、仲介等の平和的手段による紛争の解決を義務付けており（第二七九条）、さらに、紛争当事国が合意した平和的手段で解決ができないとき、かつ、紛争当事者間の合意が他の手段の可能性を排除していないときに限り第2節の手続が採れるとし、義務的手続の適用を制限している（第二八一条）。また、当事者が、いずれかの当事者の要請により他の拘束力をもつ決定を伴う手続に付することを合意した場合も、その手続がこの部に定める手続の代わりに適用されるとしている（第二八二条）。

さらに、紛争当事者は平和的手段による紛争解決について速やかに意見の交換をおこなわなければならない、これが解決をもたらさずに終了した場合にも速やかに意見の交換をすること（第二八三条）も規定している。

【第2節 拘束力をもつ決定を伴う義務的紛争解決手続】

第2節は、拘束力をもつ決定を伴う義務的紛争解決手段について規定する条項が含まれ、豪NZは、第1節に定める方法による平和的紛争解決ができなかったとして、この第2節の条文を利用して日本を提訴した。当事者間における裁判所の選択については、少々技術的なことになるが、以下の通りである。

いずれの国も、国連海洋法条約に署名し、批准し、あるいは加盟する時、あるいはその後いつでも、①国際海洋法裁判所（ITCLOS、常設）、②国際司法裁判所（ICJ、常設）、③UNCLOS付属書Ⅶにより設置される仲裁裁判所（非常設）、または④同付属書Ⅷにより設置される特別仲裁裁判所（非常設）のいずれかを紛争解決の手段として宣言する（複数でも可能）ことができる。上記いずれも宣言していない場合は、自動的に③の仲裁裁判所を選択したとみなされる。紛争当事者が同じ裁判所を指定していれば問題ないが、違う裁判所を指定していた場合であっても最終的には上記③の仲裁裁判所に案件を持ち込むことができる。すなわち、③の仲裁裁判所はオールマイティであり、裁判所選択を宣言していない国でも、当事者間の選択が異なる場合でも最終的にはこの国連海洋法仲裁裁判所が争いの場所になるという仕組みになっている。なお、これらの裁判所は、科学的技術的事項に関する紛争の場合、いずれかの当事者の要請あるいは自らの意志により2人以上の専門家を投票権なしで出席させることができることとなっている。また、裁判所の決定は最終的なものであり、全ての紛争当事者はこれに従わなければならない控訴はできない。

さて、日本と豪NZのケースはといえば、いずれの国も裁判所の選択宣言をおこなっておらず、したがって、豪NZはこの紛争を第15部の規定に基づく国連海洋法仲裁裁判所に付すこととしたのである。

これら裁判所の管轄権については、第二八八条に明確に規定されている。すなわち、「国連海洋法条約（UNCLOS）の解釈または適用に関する紛争であって、UNCLOS第15部の規定に従って付託されるもの」及び「UNCLOSの目的に係のある国際協定の解釈又は適用に関する紛争であり、その協定により付託されるもの」について管轄権をもつということである。管轄権に関して疑義がある場合は、その疑義について訴えを受けた裁判所が裁定する。

豪NZが提訴と同時に求めてきた日本の一方的な調査漁獲計画の中止を要請する暫定措置についても、この節に規定されている。この場合、管轄権については、「あるらしい」という推定が成り立てば、裁判所は「当事者のそれぞれの権利を保全し又は海洋環境に対して生ずる重大な害を防止するために、状況に応じて適当と認める暫定措置」を定めることができることになっている。すなわち、暫定措置審理の場合、管轄権の判断は本裁判に比べ低いハードルで越えることができる。また、国際海洋法裁判所や国際司法裁判所という常設裁判所の場合にはすぐにでも暫定措置の審理に入れるが、非常設である国連海洋法仲裁裁判所に提訴された場合は、これが設置されるまで、仲裁人の指定、事務局の設定、審理の場所の設定、裁判の手続規則の設定等時間のかかる調整があるため、裁判所の設置完成まで通常数カ月かかることとなる。これを待っていたのでは暫定措置の意味がなくなってしまう可能性が大きい。この状況を回避するため、当事者が選択する他の裁判所が、暫定措置要請から二週間以内に当事者間での合意がない場合は自動的に国際海洋法裁判所が、国連海洋法仲裁裁判所が設置されるまで、暫定措置を決定、修正、取り消しをおこなうこととなっている。

豪NZが欲しかったのは暫定措置による日本の調査漁獲計画(EFP)の即刻中止であり、遅くとも二週間後には暫定措置の手続を開始できるよう規定されている国連海洋法条約(UNCLOS)は格好の場であったのである。

ミナミマグロの資源はすでに回復している。だからこそ豪州は過去2～3年で自国の漁獲実績を2,000トンから5,000トンまで伸ばし、非加盟国・地域(韓国や台湾等)も5,000トンの漁獲を上げるようになった。1,400トンから2,000トンというEFPによる漁獲は資源に悪影響は及ぼさない。仮に、悪影響があるとすれば、日本は将来日本に割り当てられる漁獲枠から2,000トン(調査で漁獲した量)を差し引くと約束していた。したがって、EFPを中止する理由はないと日本は考えていた。

国際海洋法裁判所(ITLOS)は国連海洋法条約(UNCLOS)発効後、1996年10月1日に設置されたが、付託された案件はそれまで実質的に1件(暫定措置と本裁判で形式

的には2件)にすぎず重要案件を欲していたところであり、加えて、海洋生物資源の保存と最適利用というまさにUNCLOSの目的に関する幅広い解釈適用問題が題材となっているこのミナマガロ問題は、裁判所にとって今後の権威を高めるために喉から手が出るほど取り扱いたい案件であったことは予想するに難くない。このような状況からみて、国際海洋法裁判所(ITLOS)がこの問題について国連海洋法仲裁裁判所の推定管轄権を認め、暫定措置を下す可能性は高かったのであり、結果的に豪NZはそこを利用した。1999年当時、米国とカナダは国連海洋法条約に加入しておらず、したがってITLOSの構成員でもない。日本、豪NZが事実上、最大の顧客であった。

【第3節 第2節の規定の適用の制限および除外】

この節では、「拘束力をもつ決定を伴う義務的手続」の適用を制限又は除外できるケースについて規定している。漁業関係で重要なものは第二九七条3の(a)であり、ここでは、「沿岸国は、排他的経済水域(EEZ)における生物資源に関する自国の主権的権利(漁獲可能量、漁獲能力及び他の国に対する余剰分の割当てを決定するための裁量権及び保存及び管理に関する自国の法令に定める条件を決定するための裁量権を含む)、又はその行為に係るいかなる紛争についても、同節の規定による解決のための手続に付することを受け入れる義務を負うものではない」としている。すなわち、生物資源の保存管理について沿岸国がそのEEZ内でおこなう行為については、公海漁業国が受け入れなければならないような「拘束力をもつ決定を伴う義務的手続」の適用を沿岸国は拒むことができるのである。それでは、沿岸国がその排他的経済水域内で勝手なことができるのかということそうでもない。EEZ内で資源の保存管理の義務を遵守しない場合やEEZ内での漁獲可能量や自国の漁獲能力等を決定することを恣意的に拒否した場合、あるいはEEZ内での余剰資源を他の国に割り当てることを恣意的に拒否した場合には、調停に付託されることが第二九七条3の(b)に規定されている。しかし、公海漁業国と比較すると極めて優遇されている。

以上、国連海洋法条約の第15部の概要をミナマガロ裁判に関連の深いところを主に解説したが、当然、日本はミナマガロの資源の管理をめぐる紛争は、みなみまぐろ保存条約の枠組み内で科学的に解決すべきと考えており、国連海洋法仲裁裁判も暫定措置審理も受け入れることは適切でないと考えていた。一方、豪NZは、国連海洋法仲裁裁判所への提訴と同時に暫定措置の要請を行った1999年7月15日から二週間を過ぎた同年7月30日に暫定措置請求書を国際海洋法裁判所(ITLOS)に提出し、暫定措置の手続も強制的に開始されることとなった。豪NZはITLOSを利用した暫定措置が得られる枠組みとしてUNCLOSを選択し、ミナマガロ問題をUNCLOSの解釈と適用の問題にすり替えようとし

たのである。本裁判及び暫定措置における豪NZの主張と要求はそれぞれ次頁以降のとおりである。

ここで将来のために検討を要する点がある。日本は豪NZが義務的裁判に訴える前提条件となる手続を踏んでいないと主張したのであるから、豪NZの要求を無視し裁判に応じないとの対応を取ることが一つの選択として可能であった。しかし、法治国家日本としては、裁判を受けて立って審理の過程で説明することを選択した。どちらの選択が正しかったかについては議論が残るところである。

もしも日本が本当に能動的に裁判をおこなう気があったとすれば、国際司法裁判所を選択したであろう。豪NZが無理やり我々を国際海洋法裁判所に連れ出した。この対応は、両国にとって適切であり、両国のシナリオどおりだったといえる。日本には、準備されたシナリオがなかったため、1回目の裁判では日本は受け身にまわった。

また、彼らは暫定措置をめぐる裁判の準備に1年をかけた。我々は、訴状を提出された7月15日から1ヶ月の間に全ての準備を強要された。つまり、30日間に全て対応しなければならなかった、我々は常に受け身だったのである。

【豪NZによる国連海洋法仲裁裁判要求】(Government of Australia 1999b; Government of New Zealand 1999b)

日本の一方的調査漁獲計画(EFP)実施は国連海洋法条約の第六四条、第一一六から一一九条に違反する。ミナミマグロの資源はかつてない低水準という危機的状況にあるが、この保存管理を巡り、日本は以下を実施すべきである。

- ・豪NZとの合意なくこれ以上のEFPを許可し実施することを控える。
- ・ミナミマグロを最大持続生産量を確保するレベルの資源量に回復させるために、必要な保存管理措置に合意するよう、豪NZと誠実に交渉し強力する。
- ・豪NZとの合意なく、かつて決定された国別割当量を上回る漁獲を自国民におこなわせない。
- ・今後の漁獲量を、最後にみなみまぐろ保存委員会で合意された国別割当量から1998年、1999年のEFPに伴う漁獲量を差し引いた量に制限する。
- ・紛争手続に関する豪NZ側の費用を負担する。

【豪NZによる暫定措置要求】(Government of Australia 1999c; Government of New Zealand 1999c)

調査漁獲計画(EFP)の規模は総漁獲可能量をおよそ20%増加させるものであり、ミナミマグロ資源がかつてない低水準にあることを考慮すれば沿岸国の豪NZの権利を直に

害するものであり、以下の暫定措置を求める。

- ・日本は一方的なE F Pを早急に中止する。
- ・日本は過去に合意した国別割当量に漁獲を制限し、一方的にE F Pに伴う漁獲分をこれから差し引く。
- ・日豪NZ 3ヶ国は、仲裁裁判の判決が出されるまでの間、ミナミマグロの漁獲に関しては予防原則に矛盾しない行動をおこなう。
- ・3ヶ国は判決が出されるまでの間、紛争解決をより困難にし、悪化させる行為をおこなわない。
- ・3ヶ国は判決が出されるまでの間、互いの権利を尊重し、これを侵害する行為をおこなわない。

③暫定措置裁判の争点は何だったのか

暫定措置口頭審理は、1999年8月18日から20日の3日間、国際海洋法裁判所が所在するドイツのハンブルグで行われること、判決はその一週間後8月27日に行われることが決定された。口頭審理は提訴から1ヶ月程度、暫定措置の正式請求から20日程度という短期決戦である。しかも、国際海洋法裁判所は日本側に対し8月6日までに抗弁書を提出するよう求めてきた。英文の請求書を受け取って1週間で反論書を完成させなければならないというのである。しかも、豪NZが提出した請求書の附属文書の一部で、豪側が「すでに日本側に送付した」としているものは届いていない。また、科学的・技術的に詰める必要もあり反論には時間がかかるのは当たり前であり、しかも英語で書かなければならない。さらにいえば、そもそも暫定措置に関する審理をこれほどまでに急ぐ必要性は、以下のとおり考えられない。

【国連海洋法仲裁裁判に対する日本の主張】

- ・そもそも調査漁獲計画（E F P）にともなう漁獲による資源への悪影響はない。
- ・万が一あったとしてもそれは中長期的な影響であり、そのような場合日本はE F Pによる漁獲分を将来の自らの割当てから差し引くことを約束している。
- ・非加盟国が漁獲量を増大させていることに対して、豪NZは、日本に対する措置と同様の措置をとっていないし、豪NZは自らの漁獲割当を削減していない。

日本は、国際海洋法裁判所（ITLOS）に対し抗弁書の提出期限の延期を要請し、同時に、暫定措置審理に向けた抗弁書の作成を急ピッチで進めた。結局ITLOSへの提出期限は、電子メールで8月7日24時（現地時間）までに提出（英語）することになったが、そ

れでも時間は短い。日本の外務省と水産庁は、米国の一流弁護士事務所を雇用し、国内外の国際法学者の助言や援助を受けてこれに対応した。また、みなみまぐろ保存委員会に関係した独立科学者も日本のために支援書 (Maguire *et al.* 1999) を書いてくれた。

これまでのみなみまぐろ保存委員会内での科学議論等を考えれば日本が負けるはずがないとの自信を胸に、外務省からは東郷条約局長 (当時)、小松条約局審議官 (当時)、兼原法規課長 (当時) ら、水産庁からは森本次長 (当時)、上之門審議官 (当時)、筆者 (小松及び遠藤) ら、加えて上田大和日本鯉鮪漁業協同組合会長、渡辺同組合専務理事 (当時) ら、林司宣早稲田大学教授、安藤仁介同志社大学教授ら日本の国際法学者、日本の科学的側面を支えてきた、辻祥子遠洋水産研究所室長、南アフリカのケープタウン大学のバターワース教授らのメンバーが国際海洋法裁判所のあるドイツ、ハンブルグに乗り込むこととなった。

【暫定措置要求に対する日本の主張】 (Government of Japan 1999)

・暫定措置を要請する緊急性の欠如 (豪NZは資源に与える短期的危険性を主張していない。1999年の調査漁獲計画は8月31日で終了。国連海洋法仲裁裁判所での審理で対応可能。EFPは適切なもので資源に悪影響はない。万が一EFPの漁獲が資源に悪影響を与えたなら将来の日本の商業枠から必要量を差し引くことで可能。)

・日本のEFPは科学的にみて健全かつ有効 (独立科学者も豪NZ科学者もEFPが不確実性を短期的に削減するための合理的手段であることに合意。豪NZも1,500トンまでの調査実施は認めている (漁獲数量についての見解の違いは500トンでミナミマグロの全漁獲量の3%未満にすぎない)。調査は赤字で実施されており擬似商業漁獲という批判は当てはまらない)

・豪NZの発言と行動の不一致 (両国とも漁獲を削減しようとしていない。特に豪州の漁法は若齢魚を大量に漁獲し資源に与える影響も大きい。真に保存管理のことを考えるなら豪州は若齢漁獲を削減すべき)

・非加盟国・地域の漁獲は日本の調査漁獲計画に比較し、より多くのミナミマグロを漁獲しており、これに対処しなければ適切な資源の保存は不可能。

・豪NZが求める救済措置はみなみまぐろ保存委員会における適切な科学議論を妨げるものである。

・この問題は「みなみまぐろ保存条約」の締約国間で科学的に解決されるべきであり、国連海洋法条約 (UNCLOS) のもとの紛争ではない。

・UNCLOSの下での紛争であると仮定しても、義務的手続に進むための必要な手続 (UNCLOS第二八三条) を踏んでいない。

(3) 国際海洋法裁判所 (ITLOS)、日本による調査漁獲禁止の暫定措置を命令

国際海洋法裁判所はドイツ・ハンブルグにある。我々は、ITLOSの近くのホテルに宿泊し、それに隣接するビジネスセンターを作業部屋として口頭審理に臨んだ。

①口頭審理の開始

18日からは口頭審理が開始された。18日は豪州側が4時間、19日は日本側が4時間の口頭弁論を行い、20日は双方1.5時間ずつそれぞれが他の当事者が発言したことに反論の時間を与えられた。

豪NZの口頭弁論はせいぜいオーヴァー・ヘッド・プロジェクターを使用する従前のままの弁論であったが、日本は米国の弁護士がコンピュータ機能を駆使してわかりやすく弁論を展開した。口頭審理終了後、我々は、内容的にも印象的にも日本の勝利は間違いないとの感触を得て帰国の途についたのであった。しかし、口頭審理の終了時に国際海洋法裁判所のメンサ所長が最後に発言した言葉が妙に頭から離れなかった。「当事国からの今次口頭審理への多数の参加を多とする。特に豪NZには感謝の意を表明したい」……裁判長が特に一方の当事者のみにはっきりと感謝の意を表明するのは極めて異例であろう。その背景に何があるのか想像するのはそれほど難しくないのではないか？

実は筆者とバターワース博士は当初、裁判の証言に立つ予定であった。筆者はみなみまぐろ保存委員会の交渉に何度も参加しており、豪NZが前言をひるがえしたり、コンセンサス条項を拒否権として行使したりして、科学的調査の実施をはばんできた対応を、裁判官の前で証言する予定であった。しかし、裁判が日本側に有利に進行しているとの日本側弁護士(米国の法律事務所)の助言を受け入れ、証言は行わないことにした。考えてみれば、一生に一度の舞台上、記録に残る証言をしたかったと今になってつくづく思うものである。

②予想もしない判決が出た

判決は8月27日の現地時間の15時、国際海洋法裁判所(ITLOS)において行われた。結果は全く予想しないものであった。ITLOSは暫定措置として概ね以下の措置を決定したのである(ITLOS 1999)。

◎国際海洋法仲裁裁判所が判決を下すまでの間、両当事者に対して以下の措置を指示する。

- ・紛争を悪化させたり拡大させたりするようなおそれのある行動を行わない。
- ・国連海洋法仲裁裁判所が判決を行うことを妨げるおそれのある行動をとらない。
- ・別途の合意がない限り、国別割当は最後に合意のあった1997年のレベルに抑える(豪:

5,265 トン、日：6,065 トン、NZ：420 トン)。1999、2000 年の割当量算出に際しては 1999 年の調査漁獲計画で漁獲したミナミマグロの量を差し引く。

・ミナミマグロの漁獲を伴う E F P の実施を控える。ただし、他の当事国と合意がある場合と前記国別割当量の範囲内で行われる場合を除く。

・ミナミマグロの保存と管理のための措置について合意に達するよう遅滞なく交渉を再開する。

・「みなみまぐろ保存条約」の非加盟国・地域対策に関しさらに努力する。

◎国際海洋法裁判所規則第九五条 1 に規定される「イニシャル・レポート（暫定措置に従うことを確保するためにとった、又はとろうとする措置に関する報告）」を 1999 年 10 月 6 日までに提出する。

③なぜ敗北したのか

この決定では調査漁獲の必要性は否定せずその中止も求めず、また、日本が主張する「非加盟国対策の推進の必要性」、「みなみまぐろ保存委員会内での問題の解決」についても言及している。この点は評価できる点であったが、基本的に国別割当量をこれまでの量に抑え、調査漁獲計画はその枠内で行うべきとすることを命令するものであり、これは実質的に日本の敗北である。我々は国際海洋法裁判所（ITLOS）の決定とその背景をつぶさに検討した。

ITLOS は、ミナミマグロをめぐる問題は日本が主張するように科学的問題ではあるが、これがまた法律の見解に係わる点について否定せず、また、ミナミマグロの保存と管理の問題は国連海洋法条約（UNCLOS）の規定に関する関係国の権利を排除しないと、さらに UNCLOS 上の手続については、「ある締約国が解決のための可能性が尽くされた」と判断すれば、UNCLOS 第 15 部第 1 節の下での手続をそれ以上追求する義務を負わない」とし、国連海洋法仲裁裁判所がこの問題について推定管轄権をもつと結論づけた。これではある締約国が、意図をもって国連海洋法条約（UNCLOS）第 15 部の「拘束力をもつ決定ができる強制的紛争解決手続」に他の国を引きずり出すことが可能だ。

暫定措置がほしいために一方の当事者が国際海洋法裁判所（ITLOS）に裁判を持ち込んだ場合、これが直ちに認められるとの前例を残すことになった。この教訓は、我々は今後のマグロ関連条約の交渉に生かす必要がある。

また、ミナミマグロをめぐる資源論争については、ITLOS は自ら「当事国が提出する科学的根拠を判断できない」としつつも、ミナミマグロが歴史的に最低の資源レベルにあることについて当事国間の見解は一致すると全く間違った判断をし、さらなる資源悪化を防ぐためにも緊急に措置をとるべきとした。科学者でない裁判官がしかも一週間という短い時

間で科学的判断ができるわけではなく、この判断は非科学的判断であったと言わざるをえない。後に、欧州連合（EU）の法律部はこの暫定措置決定について、日本の調査漁獲計画が資源に不可逆的な被害を及ぼすものでもなく、この決定自体、関連する国際法に照らして違法な決定であったと述べている。また、資源は確かに1950年から60年ころの漁業による開発があまりなかった時代のいわゆる「処女資源」から見れば相当減少しているのであるが、現状と処女資源を比較しても管理上意味がない。我々は漁業の開発がなかった時の状態に資源を戻すことを考えているのではなく、もっとも効率良く資源を持続的に利用できる資源水準をめざして管理を行っているのである。

④逆転勝利をめざして

暫定命令に従い、1999年9月27～29日、キャンベラにおいて「交渉」が開催されたが、このときも、豪NZは暫定措置命令の解釈問題を取り上げ、「解釈問題を今後大きく取り上げるか否かは今回の交渉でどれだけ日本が協力の姿勢を見せるかである」とした。またしても「人質」作戦である。みなみまぐろ保存委員会会合での協議の際に豪200海里内操業を「人質」にしたときと同じである。この「交渉」の結果を読み直してみると、①ミナミマグロの統計情報スキーム（主に非加盟国におけるミナミマグロの漁獲状況を調査することを目的にしたもので、ミナミマグロをみなみまぐろ保存委員会の加盟国に輸出する際はその漁獲に関する詳細な情報を記載したドキュメントの添付を義務付けるもの）の次回みなみまぐろ保存委員会年次会議における採択、②調査漁獲計画はみなみまぐろ保存委員会の科学調査計画の枠組みの中で検討されるべき一つの事項であることの確認、③日本漁船の豪NZへの寄港再開問題、④小型魚漁獲の問題についてみなみまぐろ保存委員会で議論していくこと、⑤みなみまぐろ保存委員会第6回年次会合の日程の確定と直前に科学機能の改善に向けたワークショップを開催すること、⑥非加盟国・地域対策のための計画の作成等、通常の状態であればおおよそ前向きなことが記載されていると判断される報告書である。しかしながらみなみまぐろ保存委員会の加盟国がみなみまぐろ保存委員会の中核である資源評価の見解の違いに端を発して係争中であることを忘れてはいけない。しかも、日本の主張は国際海洋法裁判所により科学的、法的の両面から否定され、その結果として、暫定措置命令が出されたのである。我々は「本番」である国連海洋法仲裁裁判において逆転勝利をめざすしかなかった。

暫定措置が下された直後、日本国内には、加盟国としてまじめに行動している日本がこのような苦しく厳しい経験をし、韓国、台湾のような非加盟国・地域が好き勝手に行動できるのか、それは理不尽であるとの声が高まった。これを機に、「大西洋まぐろ類保存国際委員会」、「インド洋まぐろ類委員会」での非加盟国及び便宜置籍漁船対策やみなみまぐろ保存委員会での統計情報スキームの導入、非加盟国の加盟促進の行動計画の採択などで非加盟国対

策が大きく進むことになる。このようなスキームの導入に対し通商産業省（現、経済産業省）も外務省もより積極的になった。国民世論、漁業者の声及び政治力で前進したのだ。これはまさしく、暫定措置裁判敗訴の大きな効用であった。1回目の裁判で日本が負けたことは、必ずしもむだではなかった。結果論だが、むしろ有用であったかもしれない。

（４）舞台は国連海洋法仲裁裁判所へ

①国連海洋法仲裁裁判所の開催

国連海洋法仲裁裁判所が設置された。

特に第1ラウンドは管轄権に関する法的審理が中心になることから、日本側は、世界的に著名な国際法学者に依頼し、この問題の管轄権に関する国際法からみた整理を再度行った。もちろん、ミナミマグロ問題はそもそも司法的解決ではなく資源論から科学的に解決されるべきものであること、過去の経緯からみてもこの問題は明らかに「みなみまぐろ保存条約」の下で解決されるべきものであること、また、合理的な方法で資源評価を行えばミナミマグロの資源は決して壊滅状態にあるのではなく回復していることを示すために資源論争と調査漁獲計画（EFP）実施に至る経緯についても慎重に再検討された。

オランダのハーグにおいて行われたシュウエーベル裁判長、豪NZ側との協議の直後にロンドンにおいて、日本が協力を依頼した、ケンブリッジ大学のローターパクト教授、イスラエルのロゼンヌ教授、オックスフォード大学のロウ教授との協議を経て、2000年2月11日には、暫定措置命令審理の際に提出した抗弁書を、管轄権問題についてさらに深く掘り下げたものを、新たな抗弁書（Government of Japan 2000a）として国連海洋法仲裁裁判所に提出した。さらに、1999年に開催された調査漁獲計画作業部会において日豪NZの3ヶ国が1999年から3年間EFPを実施することに合意した経緯があることから、2000年3月21日から23日に豪州キャンベラにて開催されたみなみまぐろ保存委員会第6回年次会合（再開会合）においては、再度2000年、2001年の2年間調査漁獲計画を実施する共同EFP基本計画とEFPを検討する作業部会の設置を提案した。ただし、今回の提案は日本から大きな譲歩を行い、「今後2年間、各年のミナミマグロの漁獲量を1,500トンに制限し、仮に超過した場合は調査参加国の通常漁獲枠から差し引く」こととした。すなわち、日本の調査は、統計的な有意性を持ち、操業回数で決定される。それゆえ、2,000トンを超えることもある。それを上限1,500トンに修正し、それを超える場合には翌年から差し引くとした。この1,500トンに据え置くとの決定は、極めて大きな意味を持つ。1,500トンは豪州が前年提案した数量であり、これにより、資源への悪影響はなくなり、調査の設計の違いという極めて科学的項目の紛争に豪NZを呼び込めることになり、この紛争が国連海洋法条約上の問題ではないと

いう、日本の主張をさらに支持することとなるのである。

これに対し、豪NZからは日本抗弁書に対する反論（Governments of Australia and New Zealand 2000）が同年3月31日までに国連海洋法仲裁裁判所に、そしてこの裁判所を通じて日本に提出された。日本は再度国際的に著名な法学者との協議を持ち豪NZからの抗弁書の検討を行い、5月の口頭弁論に臨むこととなった。

第1ラウンドは管轄権の論争であり、基本的に法的論争が中心となる。したがって、口頭弁論者や代表団の構成も法学者主体となった。2000年5月7日、国際投資紛争解決センターの法廷に集合した日本側代表団は、日本の外務省、水産庁の他、3人の外国の国際法学者、日本の国際法学者、米国の弁護士団、日本の業界関係者と50人を超え、豪NZ側の約30人を大幅に上回った。

②双方の主張をぶつける

まずは日本側の抗弁からである。まず、外務省の谷内条約局長（当時）が科学的な情報に基づく資源の保存と最適利用を重視する日本の水産施策を紹介すると共に日本の抗弁書の概要を全般的に説明した。続いて同志社大学の安藤仁介教授がこれまでのミナミマグロをめぐる交渉等に関する事実関係からこの問題がみなみまぐろ保存条約上の問題であること、また、今後の共同調査漁獲計画の漁獲を年間1,500トンに制限することにより訴訟の原因が消滅したことを主張した。引き続きローターパクト教授は、一般法と特別法の関係に照らしてこの問題はみなみまぐろ保存条約（特別法）の問題であること、みなみまぐろ保存委員会以外でミナミマグロ漁業を拡大させている国連海洋法条約加盟国（韓国やインドネシア）が訴えられていない事実はこの紛争がまさにみなみまぐろ保存条約の紛争であることを示しているという2点を主張した。ロゼンヌ教授は、UNCLOS上の拘束力のある義務的紛争解決手続を開始する前提条件を豪NZが満たしていないことを指摘。最後に、ロウ教授がこの問題は科学的・技術的問題であり司法的解決はなじまないこと、日本の調査漁獲計画に関する新たな提案（1,500トンの上限で今後2年間実施）により提訴の原因が消滅したことを再度主張した。

これに対し豪NZの主張は、要約すれば、①この問題は国連海洋法条約の解釈や適用に関する紛争であること、②国連海洋法条約の義務的仲裁（一方が裁判による解決を主張すれば、他方はこれを受ける義務がある裁判手順のうち、仲裁裁判による解決）に付託するための手続要件（UNCLOS第15部第1節）は外交上の文書である口上書のやり取りで尽くされている、③1999年5月の1,500トンの提案は撤回済み。問題は漁獲量よりも調査の質や方法であり、紛争は消滅していない、というものであった。

判決は早ければ7月下旬、これを逃すと初秋ころになると思われた。

今回の裁判に直接関係してこなかった外部の有識者からは以下のようなコメントを受けた。

◎証言の組立・理論構成は日本、証言の率直さ、わかりやすさは豪NZが有利。

◎この裁判は国連海洋法条約の解釈をめぐる世界最初の国際裁判であり、国連海洋法仲裁裁判所は慎重に判断を下すだろうが、両当事者間の主張に甲乙つけがたいとなれば管轄権がないと判断することはないだろう。

◎しかし、地域漁業管理機関の問題が全て直ちにUNCLOSの裁判手続で争えるということでは、混乱を来すので、以下のいずれかの裁定を下すのではないか。

・管轄権を認めたとうえで、同時に内容に関する裁判に進む際の条件を明らかにし、さらに裁判を行うか否かを決定する。

・管轄権に関する結論を出すために内容の議論を聴取する必要ありとし、管轄権を判断しないまま内容の議論に進む。

③日本勝訴の判定、暫定措置は無効に

いずれにせよ、日本政府関係者は国際海洋法裁判所の暫定措置命令で懲りているので、日本が全面的に勝訴することはあり得ないと考え、直ちに科学的な紛争を主体とした本裁判（メリット）に入ることを想定し、準備に余念がなかった。そしてこれからは、筆者ら水産庁側が中心となる裁判であるとの期待をした。

2000年8月に入って間もなく、外務省を通じ米国ワシントンD・C・時間の8月4日（金）午後には管轄権に関する判決が出されるとの情報がいった。米国の金曜日午後は日本の土曜日の午前中。我々は急遽土日の作業体制と一般への公表手続等を外務省とも相談しつつ作り上げ、その日を待つこととなった。

いよいよ発表の日、日本では土曜日である。朝の早い時間に在米日本国大使館・八木書記官から筆者に電話で第一報。一瞬耳を疑ったが、日本の全面的勝訴である。すなわち、国連海洋法仲裁裁判所はミナマグロをめぐる資源論争に端を発する日本の自主的調査漁獲計画実施に関する問題について管轄権を有さず、この問題は「みなみまぐろ保存条約」の枠組みの中で解決すべきものであるとの判断が下されたのである（Arbitral Tribunal 2000）。

（5）仲裁裁判における逆転勝訴とミナマグロの保存と最適利用に向けて

①全面勝訴の意義

日本の全面勝訴、しかも正直いって予想し難かった管轄権での勝訴である。日本関係者にとってみれば、日本が1年以上も前から主張してきたことがようやく正当に評価された。し

かも、この判決により、1999年に国際海洋法裁判所が出した暫定措置命令は無効になったのである。特に1999年の調査漁獲計画に伴うミナミマグロの漁獲量のうち、少なくとも2000年に調整、すなわち差し引こうとしていた約1,500トンについてはその必要はなくなり、日本の漁業経営者にとってもほっと一息というところであった。

国連海洋法仲裁裁判所の判断のよりどころは、国連海洋法条約第二八一条1の規定であった。先述したとおり、UNCLOSにおいても紛争は平和的手段で解決することが基本（第二七九、二八〇条）であり、紛争当事者が平和的手段により紛争を解決することに合意した場合（みなみまぐろ保存条約第一六条はまさに平和的手段による紛争解決を規定しており、言わずもがな、これは日豪NZ間の合意である）には、この平和的手段で解決が得られず、かつ、この合意が「他の手続をとることを排除していない場合」にのみ、国連海洋法条約第15部にに基づく義務的紛争解決手続がとれるとしている（第二八一条1）。一方、これも先述したが、「みなみまぐろ保存条約」における紛争解決条項（第一六条）においては、まず、当事者間の合意により交渉、調停、仲介等の平和的手段による解決を求め、これができない場合は、国際司法裁判所や仲裁への合意付託ができることになっている。しかし、この合意付託ができない場合であっても再び平和的手段による解決が求められ、当事者の合意がなければ他の手続には付託することができないことになっている。すなわち、UNCLOS第二八一条1によるところの「他の手続」を排除しているというのが国連海洋法仲裁裁判所の判断であり、したがって、この裁判所はミナミマグロについて管轄権をもたないという判断をしたのである。

より一般化していえば、国連海洋法仲裁裁判所は、管轄権に関する見解として、①この問題の核心は「みなみまぐろ保存委員会」に関連することであり、これについては当事者間における意見の相違なし（ただし、豪NZはこの問題は、UNCLOSにも関連するとしている）、②みなみまぐろ保存委員会に規定される紛争解決処理は、締約国間の合意に基づいて手続が進められるべきものであって、国連海洋法条約の義務的紛争解決手続に一方的に移行できる仕組みを排除しており、当事国間で義務的手続に移行する合意もない、③したがって、この問題はみなみまぐろ保存委員会の枠組みで適切に解決されるべき、としたのである。

これは国連海洋法仲裁裁判所が、漁業資源の保存と最適利用についてはUNCLOSに規定される義務的紛争解決手続よりも、それぞれの漁業関連条約の枠組みの中で、各地域の事情を熟知している者同士が紛争の解決に向けて誠意をもって対応すべきと示唆したものと考えられ、地域漁業管理機関の発展のために極めて評価できるものである。また、沿岸国が自国の排他的経済水域内の生物資源を巡る漁業紛争については、UNCLOS第15部による義務的紛争解決手続に服する義務を負わないこと（UNCLOS第二九七条3）に関連し、国連海洋法仲裁裁判所は、「UNCLOS第二八一条はこの沿岸国側の権利と遠洋漁業国側

の権利とのバランスをとったものと考えられる」との解釈を示しており、このことについても、大いに評価されるであろう。

さらに、国連海洋法仲裁裁判所は本案件については管轄権を持たず、したがって暫定措置も無効になるとの判断をとったが、判決文の解説の中で暫定措置がこれまでの問題解決に向けた当事者間の話し合いの進展に大きく寄与してきたことを評価し、これまで当事者が示してきた見解や行動を無視しないよう希望している。

今後は両国が1998年以来継続中の日本漁船に対する寄港禁止措置の解除に向けての働きかけ、さらには1999年に無効になった暫定措置に従い使用しなかった「711トン」の商業漁獲枠の返却に理解を求めていく必要があった。

②改善すすむみなまぐろ保存委員会

そもそも、締約国間で紛争状態になったのは、科学的機能を含め、みなまぐろ保存委員会（CCSBT）自体が機能不全状態に陥っていたからであり、その機能改善が求められていたのであったが、1999年7月に豪NZが提訴して以降も訴訟問題と並行してCCSBTの会合も開催され、日本主導の下に科学機能を含むCCSBT機能改善に向けての実質的話し合いが大いに進んだ。提訴中なので豪NZとしても科学機能の改善に消極的な対応をとれない、もしそのような消極的対応をとれば裁判に悪影響があるからだ。

暫定措置命令に従って開催された「交渉」結果に従い、1999年11月には1998年に外部の科学者が実施した科学委員会の見直しの結果報告を検討するワークショップとみなまぐろ保存委員会（CCSBT）第6回年次会合が開催された。この年次会合では、筆者らの日本主導により、外部独立科学者からなる「諮問委員会」の設置、科学委員会およびその下部組織である資源評価グループ（SAG）の議長を基本的に外部の科学者から選出し独立性を保つこと、特に非加盟国のミナマガロの漁獲情報を捕捉するためCCSBT加盟国にミナマガロを輸出する際に漁獲に関する詳細な情報提供を義務付ける「貿易情報スキーム」を2000年6月1日から実施することについて合意した。特に諮問委員会の設置は、これまで外部の独立した科学者の意見を無視し、自説を押し付けがちな豪NZの対応に、大きな立場の変更とCCSBT内での科学プロセスの改善をもたらした。すなわち、日本と豪NZとの間に意見対立がある場合には、独立の諮問委員会が独自の判断を下し、3カ国はこれに従うとのプロセスが導入されたのである。

2000年3月に開催されたみなまぐろ保存委員会第6回年次会合再開会合では「諮問委員会」のメンバーが決定され、2000年5月には「諮問委員会」の参加を得て資源評価手法の改善や資源管理のあり方を検討するワークショップが開催され、科学的機能改善に向けての具体的な作業が開始された。また、非加盟国対策を推進するため、非協力的な非加盟国・

地域を対象とした将来の貿易制限措置の導入の可能性を含む「行動計画」が作られ、さらに、資源評価に必要なデータや「貿易情報スキーム」により収集されるデータを委員会事務局にデータベースとして収集・管理することとし、そのデータ管理を行うデータ管理者を雇用することに合意したのも第6回年次会合（再開会合）であった。また、先述のとおり、調査に伴う漁獲量について日本が大幅に譲歩（1,500 トンを上限とする）したうえで共同調査漁獲計画（EFP）作成の提案を行ったのもこの時であった。この提案は国連海洋法仲裁裁判で日本に有利に作用したと考えられる。

③資源論争の解決に向けて

国連海洋法仲裁裁判所の判決が出された後においても、非公式、公式の協議を通じてミナミマグロの資源論争の解決に向けた努力が行われてきている。

まず、日本は、2000年8月、日本が自主的に設定した漁獲の枠内（6,065 トン）で、二隻の調査船を用い、広範囲な海域に定点を設定したシステムティックな単位努力量あたり漁獲量（CPUE）調査を実施し、ミナミマグロ不在仮説（VS理論）が否定されることを結論づけた。また、2000年11月に開催された科学者会合およびみなみまぐろ保存委員会特別会合を通じ、締約国は通常漁獲の外枠で年間上限1,500 トンの漁獲を伴うみなみまぐろ保存委員会科学調査計画（Scientific Research Program: SRP）の作成に合意し、2001年3月の科学委員会、4月のみなみまぐろ保存委員会第7回年次会合において、日本が以前から要求してきた①単位努力量当り漁獲量（CPUE）解釈の改善の他、②特に非加盟国によるミナミマグロ漁獲状況の把握、③科学オブザーバー計画、④標識放流調査の4つの要素を主体とする計画を作成した。この議論のなかで、外部科学者からなる諮問委員会が1998年から日本が独自に実施してきた調査漁獲計画の結果等からVS理論を否定し、むしろ日本の主張するミナミマグロ分布仮説（CS理論）に重きを置くCPUEに関する暫定解釈を支持したことは、日本業界の多大なる経済的、人的、精神的協力を得つつ、しかも、豪州200海里内の操業と、豪NZへの寄港を諦めてまでも、科学議論の正常化をめざして実施してきたEFPが事実上、高く評価されたものとして大いに歓迎できるものであった。また、当たり前のことを証明することは何と難しいことかということであらためて感じた次第である。これら科学的議論の正常化には、諮問委員会、独立議長の果す役割が極めて大きい。独立議長の下での議論は以前と比べれば比較にならないほど率直かつ建設的なものとなっている。3ヶ国は科学調査計画の作成およびその実施について締約国が結論を出すことができない場合は、基本的に諮問委員会の判断に任せる意志決定手続に合意しており、これにより議論はよい方向に回転しはじめている。これは全て筆者らが主導したものであって、豪NZは受け身で結果的に受け入れた。

④非加盟国・地域対策の前進

一方、非加盟国・地域対策についても一定の前進がみられている。相当量のミナミマグロを恒常的に漁獲する非加盟国・地域をみなみまぐろ保存委員会の枠内に取り込むことは、まさにCCSBTの機能改善につながるものである。韓国の加盟については実質的に筆者が加盟交渉にあたってきた。筆者は、2000年9月にハワイで開催された中西部太平洋におけるまぐろ関連条約の締結交渉の場で、韓国遠洋マグロ業界との非公式な協議を行い、韓国が1,000トン程度強の漁獲枠でCCSBTに加盟するとの感触を得た。そして、金審議官（韓国海洋水産部・当時）と同年9月および10月の2度にわたり精力的に交渉し、韓国加盟のための漁獲枠1,140トンに合意した。豪NZは、この妥協に驚いたようでもあり、筆者の行動力を高く評価し、公式にみなみまぐろ保存委員会年次会合で筆者の貢献を高く評価するとともに豪州は今後の台湾との加盟交渉の実質部分も筆者に一任したいと表明した。

2000年11月のCCSBT特別会合において、韓国は「みなみまぐろ保存条約」への正式加盟を宣言し、2001年10月に岩手県宮古市で開催されたCCSBT第8回年次会合の期間中の10月17日、正式に加盟した。また、中国との関係で国（State）としての取扱いができず同条約への正式加盟への道が閉ざされていた台湾に対しては、これも日本のイニシアティブで「拡大委員会」方式を作成し台湾側に提示してきた。この方式は、簡単にいえば委員会の外側に台湾等の団体も正式メンバーとなれる「拡大委員会」を設置し、「拡大委員会」でコンセンサスで決定したことを委員会が再度形式的に合意するというもので、台湾に実質的投票権を与えるものとなっている。この方式は、CCSBT第7回年次会合において、CCSBTと台湾代表との最終協議を経て決議された。

しかし、台湾が非加盟国として操業を続けることにより、ミナミマグロの保存と管理に悪影響を及ぼしていたことは問題であり、筆者は何度も訪台し、台湾に低い漁獲枠での実質的加盟を促しつつ、台湾の過剰な漁獲水準を警告した。日豪NZは、筆者の強い意志によりCCSBT第8回年次会合において、台湾を非協力的非加盟国・地域として特定することも辞さないとの姿勢を強めたところ、台湾は韓国と同じ割当量1,140トンで協力し、拡大委員会に参加することを表明した。筆者を中心とする日本のイニシアティブの成果であった。台湾はその後内部手続を終了後、2002年8月に正式に拡大委員会に参加した。

⑤日本漁船に対する寄港禁止措置の解除

ところで、2001年5月28日に行われた日豪非公式会合では、終止良好な雰囲気の中、率直かつ建設的な協議が行われ、懸案となっていた「711トン」の扱いについても、妥協と協調の精神の下、711トンの半分の356トンを日本が2001年の漁期に一度に限り漁獲すると

いうことで双方妥協した。711 トンは、日本が暫定措置命令により、1999 年の 6,065 トンの日本の自主的国別割当量から返還した量である。日本は、暫定措置が失効したので、これも日本に返還されるべきであるとしたのに対して、豪NZが暫定措置は 2000 年 8 月 4 日の本裁判の判決により失効したが、それ以前の行為（返還）は有効であるとして、意見の相違があったものを、それぞれが法的解釈の相違がある限りはそれぞれが譲って、中間の値を取るとの妥協を成立させたものである。

その他の種々の問題解決に向けた取組みを評価した豪州は、ミナミマグロをめぐる紛争は解消されたとして同年 5 月 29 日、これまで日本漁船に対してとってきた寄港禁止措置の解除を宣言するに至った（NZはこれよりも早く、2001 年 1 月 3 日をもって寄港禁止解除を宣言した）。

⑥信頼関係の回復を確信

もともとの紛争は適切な総漁獲量（TAC）が決定できないという状況に端を発したものであり、最終的な紛争の解消は適切な TAC が設定されてはじめて達成されるというのが日本の基本的な立場であり、このことは豪州にも明らかにしているところであるが、TAC の設定に向けた独立科学者の関与を含む体制整備はなされてきており、紛争解決に向けての道のりを着々と歩み出した。

なににもまして今後のミナミマグロ資源の保存と最適利用の推進にあたって勇気づけられるものは、日本と豪とNZ間の信頼関係の回復である。この非公式協議を含め、2000 年 11 月以降のみなみまぐろ保存委員会の会合においては、率直かつ建設的な協議がすすめられている。

これは、豪州の交渉当事者が、バンフィールド氏とハリー氏に替わったことも大きい。

諮問委員会や独立議長の設置の影響もあろうが、何よりも、関係国間の信頼関係の回復が率直かつ建設的な協議が行われている最大の要素となったと考える。「雨降って地固まる」ということだろうか。

今振り返ると、この問題が国際裁判に至る紛争状態にまで発展したことが、結果的には関係国間の信頼関係の早期回復の実現に寄与することとなった。日本の調査漁獲計画の実施は、豪NZからみたら「一方的」なことと映ったであろうが、日本のこの決断がなければ、ミナミマグロをめぐる問題はいまだに出口の見えない対立構造から逃れることができなかつたのではないか。また、国連海洋法仲裁裁判所が望んだことも、加盟国が資源の保存と最適利用のために責任ある態度で対応し、問題が発生してもその枠組みの中で自らがその問題を解決する良好な関係を築いていくことだろう。

人類は将来とも生態系を持続的に利用して生存していかざるをえない。水産資源も同様で

ある。水産資源の保存と持続的利用を実現していくためには、ある時は減船等により人類の活動をコントロールしていく必要があるし、ある時は、たとえ環境保護勢力が優勢であっても、科学的に正しい主張を実現していくことが必要になる。そしてその主張が正しければ最終的に我々の主張の多くが達成されるはずである。今回の国際裁判はこのことを如実に示す大きな教訓となった。この日本史上まれな国際裁判は、その貴重な経験をわれわれもたらずとともに、みなまぐろ保存委員会にも新たな風をもたらす結果となった。裁判という言葉は我々日本人にとり、裁き、裁かれるという印象があり、できれば避けたいものである。しかし、出口の見えない対立関係の状態を継続するかあるいはそれを打破するかという選択を迫られた場合、むしろ積極的にそれを活用する選択肢もあることを物語っているといえるのではないか。

6. 海洋水産資源の持続的利用の達成に向けて

今後の鯨類の持続的利用の達成のための方向はすでに述べた。すなわち、

- ① IWCの機能の改善：IWC科学委員会での対応の改善とIWC本会議の改善；
 - ② 外部からの圧力によるIWCへの影響（FAO、CITES及び地域漁業機関の活用；
 - ③ 日本国内の理解と支持の浸透のための諸活動の実施とその強化（日本での国際会議の開催を含む）；
- である。

我が国としてはこれらの対応を既に約10年間に亘って継続してきており、明確な成果が挙げられてきたことは、既に論述したとおりである。

2002年の第54回IWC下関総会は日本を中心とする鯨類の持続的利用を促進する国々が、過半数をあと一步で占めるところまで善戦し、将来の捕鯨の再開に期待感をもたらした。その反動で、2003年の第55回ベルリン総会は、メキシコや米国が中心となった反捕鯨国が持続的利用に向けて大きく動き出した振り子を元に戻すことを意図して国際捕鯨取締条約の目的と趣旨に反する保護委員会を設立させた。

保護委員会は単純過半数で採択・設立された拘束力のないもので、ホウエール・ウォッチングの推進や調査捕鯨の反対決議の実施状況などをレビューすることを主な内容とする。この保護委員会は、反捕鯨国が結束して、近い将来にも資源の健全な鯨類も含めて、一切の持続的な捕鯨を認めないと宣言したものと理解する。それが故に資源が豊富になった鯨類を対象とするホウエール・ウォッチング活動の推進などを強調しているのである。

国際捕鯨委員会（IWC）の枠内で捕鯨の再開を実現するためには4分の3の多数の賛成票が必要である。現在IWCは、反捕鯨国と持続的捕鯨支持国が約25ヶ国対22～23ヶ国であり、4分の3の多数を制するために、更に約50ヶ国の新規加盟の持続的捕鯨支持国を獲得するか、反捕鯨国の半数の約25ヶ国が捕鯨支持国に立場を変更することが必要となるが、保護委員会の設立をもって反捕鯨国が結束したと理解されるので、IWCを変更ないし改善することは、新規加盟国の増をもって達成することが必要となる。50ヶ国の増加は中長期的道のりとなる。とすれば筆者が第3章で論述した国際捕鯨委員会（IWC）の正常化に向けた取り組みも、単なるIWCを内部から正常化するための取り組みに止まっているのは効果が薄いか、長い時間を要することになりかねないので、今後は選択肢を増やし、取り組みを強化する必要がある。それらの対応の選択肢は以下の対応のみに限定されるものではないが、検討すべき対応は暫定的に以下の通りとなろう。また、これらの選択肢もそれぞれ一つを独立して選択するのではなく、有機的かつ時宜に応じて複数を組み合わせることが効果的であろう。

(1) 国際捕鯨委員会 (IWC) からの脱退による持続的捕鯨再開の検討

既に商業捕鯨モラトリアムの解除期限から14年が経過するが、未だに捕鯨再開の道具である改訂管理制度 (RMS) に合意する姿勢が反捕鯨国側には見られない。豪州、ニュージーランド、ブラジル、イタリア及び米国は鯨類資源が健全で、かつ豊富な場合を含む、いかなる場合にも、捕鯨の再開には反対であると明言しているところ、これらの国々の影響で、当面 IWC は捕鯨再開に合意するとは期待できない。従ってこのまま IWC 加盟国として留まっても捕鯨再開できないのなら、脱退して再開する可能性を追求する。

いかなる国家も条約の非加盟国となれば、当該条約には拘束されない。非加盟国としての権利を行使することができる。法的には商業捕鯨も調査捕鯨も実施が可能である。

しかし、日本は、国連海洋法条約 (特に第64条、第65条、第116条から第120条)、南極条約 (1959) (第6条) 及び91年環境議定書 (1991) (特に第4条)、加えて南極海洋生物資源保存条約 (1980) (第1条、第9条及び第12条) の加盟国でもあり、これらの条約との整合性や権利義務を検討する必要がある。筆者の暫定的な分析によれば、日本による非加盟国操業は、当然、科学的根拠に基づき実施され、国際法上定められた報告義務や透明性を確保しながら行われると想定されるので、上記の条約に抵触する可能性はないとみられる。ただし、米を含む反捕鯨国から、経済的制裁の実施 (米国内法ペリー修正法 (1954) も GATT との整合性を求めているほか、鯨製品以外で経済制裁を実施すれば、WTO 違反となろう。) が示唆されようが、GATT とペリー修正法の内容に照らし、かつ、米国がこれまで行ったペリー修正法に基づく証明の例などを検討すれば、その可能性は極めて薄い。また既にカナダ、インドネシア及びフィリピンは非加盟国として捕鯨を実施しており、かかる国々は米国から何の制裁措置も受けていない。日本のみが制裁される場合には差別的扱いとなる。この場合日本が WTO に提訴する道もある。

他方、脱退する場合には日本の IWC の非加盟国としての捕鯨が国際裁判に提訴されるケースも想定されるが、その場合には国際司法裁判所 (ICJ) または国際海洋法裁判所 (ITLOS) のいずれかに提訴されよう。我が国が、提訴され係争になった場合、主として附表第一〇項 e の有効性をめぐっての裁判となると思われる。多くの反捕鯨国は、捕鯨の再開をいかなる場合にも認めないと宣言しており、改訂管理制度の誠意ある完成にも応じず、保護委員会を設立し、ハウエル・ウォッチングの実施を奨励するなど、反捕鯨国が既に約束された期限内の捕鯨の再開の意図を有せず、国際約束の誠実な実行を怠っていると解されとの主張が可能となる。従って国際裁判は、持続的な捕鯨の達成のために第三者が公平に判断を下すことが期待でき、むしろ歓迎すべき事態とみることもできる。

(2) 他の鯨類国際機関の設立ないし協力

北大西洋海産哺乳動物委員会 (NAMMCO) はもともと日本なども参加した世界捕鯨者会議を基に、海域を北大西洋に限定して成立したものであると考える。現在は、いくつかの鯨種に科学評価を行い、かつ監視取締制度を完成させるなど、活発に活動している。日本はこれまでも同委員会に積極的に参加して来たところであるが、同委員会の海域などを北太平洋も含めるなど改正提案なども検討に値する。日中韓露を中心とした北太平洋での鯨類機関の設立に引き続き努める。現在も近隣諸国とは、鯨類資源の共同調査の実施や会合を開催し意見の交換に努めているが、これらを活発化させ、具体的な地域機関の協定案を検討すべきである。

このような IWC に代わる機関で捕鯨を再開することは、国連海洋法条約や UNCED のアジェンダ 21 の合意にも合致するものである。

(3) ミナミマグロ国際裁判に倣う IWC の改善

みなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) の加盟国として、我が国が自国の責任において調査漁獲を実施し、これを豪NZ が差し止めようとして、豪NZ 両国が義務的紛争解決手続に訴えた。暫定措置をめぐる裁判では国際海洋法裁判所にて審理され、その後、国連海洋法条約第二八六条の規定に基づく国連海洋法仲裁裁判所による本裁判の先決的拮抗では日本の主張が認められ、我が国が勝訴した。この過程と結果において、それまで機能不全に陥ったみなみまぐろ保存委員会 (CCSBT) の機能が大幅に回復した。

CCSBT の場合は、極端に TAC を低く抑え、加盟国間の対立が解けなかった。そして、科学委員会も常に科学者が対立し、その乖離は広まるばかりであった。

豪NZ は、日本が提示する漁獲割当量の適切な増加要求に常にコンセンサスの意思決定方式下での拒否権を発動している状態だった。

IWC の商業捕鯨モラトリアムは、ICRW 条約附表第一〇項 e を根拠とするものであるが、遅くとも 1990 年までには見直すことが合意されている。

期限である 1990 年から 14 年を経過しても一向に捕鯨を再開し、商業捕鯨のモラトリアムを解除するきざしはない。

しかしながら、南氷洋ミンククジラは 760,000 頭 (1991 年)、北西太平洋ニタリクジラ (1995 年) 22,000 頭、北西太平洋ミンククジラ 25,000 頭 (1991 年) と合意した。

また、1992 年 RMP の採択に合意したが、RMS の完成期限を設けず、無期限に検討を引き伸ばし、事実上、商業捕鯨の再開に反対している。

これらを総合し、第一〇項 e は失効していると理解し、日本を含む IWC 加盟国はもうこ

れに拘束されないと解釈し、適切に対処する。

ウィーン条約法条約（1969）第六〇条では、「ある国による条約違反による条約の一部ないし全部の終了、運用の停止」を認めているので、この条項の趣旨が商業捕鯨モラトリアム条項の現状の扱いに適用されて、反捕鯨国には条約の趣旨及び目的の実現に不可欠な規定の遵守義務への違反があったと考えられる。これは、いかなる場合でもいかなる捕鯨も認められないとする主張を維持（豪NZ及び米国）していることから明白である。

結果的に、みなみまぐろ保存委員会の例に見られるように、IWCが改善される可能性も高い。

（４）引き続きIWCに留まり機能改善に努める

既に詳しく論述したが、とりあえず過半数の獲得によりIWC運営の改善を追及しつつ、国内と国際世論からの鯨類の持続的利用への理解と支持の獲得に努める。ただし、その効果が期待されない場合には、他の選択肢に適宜、移行する。

7. むすびに

捕鯨やミナミマグロの例にみられるように、水産資源の持続的利用と保護をめぐる各国間の意思の対立と配分をめぐる利害対立が先鋭化してきている。

しかし、海洋水産国家として、我が国は国際場裏のあらゆる場で、世界益である持続的利用の原則とそれに沿った日本の国益の主張とその実現に、今後とも情報を発信し、行動し、提案し、責任を遂行し、各国の範となり、リーダーシップを取り続ける義務と責任がある。

また、世界に冠たる海洋水産国家日本に期待される役割を果し、日本の立場と国益と海洋水産資源の持続的利用の原則と実践についての理解も増大するように努める責任と義務がある。

8. 謝辞

本稿を終えるにあたり、著者に熱心に博士論文執筆を奨励し、構成、内容から記述スタイルに至るまで幅広く御助言下さった東京大学農学部林良博教授（前農学部長）、また本稿の御高閲及び審査の労をとられ、有益かつ心暖まる御助言をいただいた同学部長会田勝美教授及び同学部黒倉壽教授、遠洋水産研究所加藤秀弘室長、並びに（財）日本鯨類研究所藤瀬良弘参事に深く感謝する。

本研究の実施及び本稿のとりまとめにあたり、（財）日本鯨類研究所大隅清治顧問には労を惜しまぬ貴重な御助言をいただいた。また遠藤久水産庁企画課課長補佐、三崎滋子 True Eco Net 代表は共同研究・執筆の成果を本稿の一部とすることを快諾された。

時には1年の半分を出張で過ごした多忙な業務をこなしながら、本稿を書き進められたのは長年に亘り職場の上司・同僚と部下に恵まれたからである。筆者が農林水産省に入省後、米国留学前から現在までご指導をいただいている鶴岡俊彦氏（元農林水産次官）、捕鯨交渉の現場で手取り足取りご教示いただいた島一雄氏（元水産庁次長）及び米澤邦男氏（元水産庁次長）、並びにミナマガロの国際裁判について指示と指導を受けた中須勇雄氏（元水産庁長官）及び豊かな経験に基づく助言をいただいた上田大和氏（日本鯨類漁業協同組合連合会会長）に心から御礼申し上げる。

本稿は水産庁、外務省、（財）日本鯨類研究所、遠洋水産研究所、日本捕鯨協会、日本小型捕鯨協会、そして日本鯨類漁業協同組合連合会の多くの方々の協力があってはじめて成し得たものである。

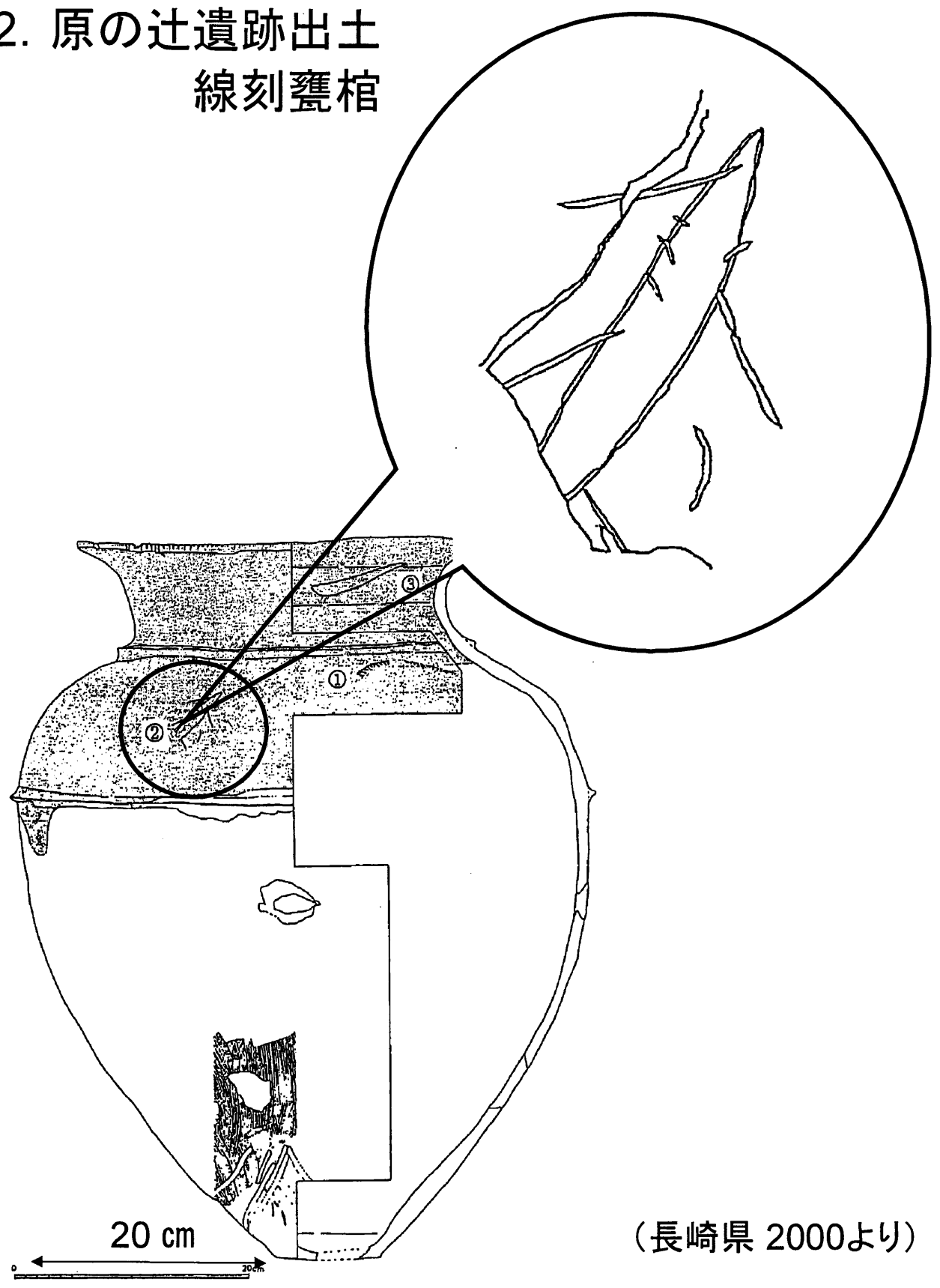
最後に本稿の作成に御協力を得た（財）日本鯨類研究所飯野靖夫次長に深謝するとともに、長年に亘り筆者を支えた妻・真弓に心から感謝する。



図1. 鯨底出土遺跡の分布

(「第2回日本伝統捕鯨地域サミット」(2003年5月)での金田一精氏報告資料より)

図2. 原の辻遺跡出土
線刻甕棺



参考文献

秋道智彌

1994 『クジラとヒトの民族誌』東京大学出版会

安福数夫

1983 (編)『二百海里概史』全国鮭鱒流網漁業組合連合会

Arbitral Tribunal under Annex VII to the UNCLOS

2000 Award of 4 August on Southern Bluefin Tuna Case (Australia and New Zealand v. Japan) (Jurisdiction)

Aron, William

2000 The International Whaling Commission: A Case of Malignant Neglect <http://certain-natl.org/malignant_neglect.html>.

Aron, W., W. Burke, and M. Freeman

1999a Flouting the Convention. *Atlantic Monthly* (May):22-29

1999b The whaling issue. *Marine Policy* 24:179-191.

2002 Scientists versus Whaling: Science, Advocacy, and Errors of Judgment. *BioScience* 52 (12): 1137-1140.

Backland, S.T., Cattanach, K.L. and Miyashita, T.

1992 Minke whale abundance in the Northwest Pacific and the Okhotsk Sea, Estimated from 1989 and 1990 sighting surveys. *Report of the International Whaling Commission* 42:387-392.

Brooke, James

2002 The Saturday Profile: An Environmentalist Who Loves to Eat Whales. *New York Times* A4, October 19, 2002.

CCSBT

1993 みなみまぐろの保存に関する条約、(所収)水産庁 1999 ; <http://www.ccsbt.org/jp_docs/pdf/about_the_commission/jp_convention.pdf>.

1996a 第2回みなみまぐろ保存委員会特別会合報告書, 1996年5月3日

1996b みなみまぐろ調査漁獲(EFP)が資源に与える影響に関するワークショップ報告書, 1996年6月1日

1996c 第2回みなみまぐろ保存委員会科学委員会報告書, 1996年9月5日

1996d 第3回みなみまぐろ保存委員会報告書, 1996年9月28日

1997a 第3回みなみまぐろ保存委員会再開会合報告書, 1997年2月22日

1997b 第3回みなみまぐろ保存委員会科学委員会報告書, 1997年9月13日

1997c 第4回みなみまぐろ保存委員会報告書, 1997年9月13日

1998a 第4回みなみまぐろ保存委員会再開会合報告書, 1998年1月22日

1998b 第4回みなみまぐろ保存委員会再々開会合報告書, 1998年2月21日

1998c 第4回みなみまぐろ保存委員会科学委員会報告書, 1998年8月6日

- 1998d みなみまぐろ保存条約第 16 条協議（交渉）報告書、日豪 NZ 三ヶ国政府、1998 年 12 月 23 日
- 1999a 第 5 回みなみまぐろ保存委員会報告書、1999 年 2 月 26 日
- 1999b 第 5 回みなみまぐろ保存委員会再開会合報告書、1999 年 5 月 13 日
- 1999c 第 6 回みなみまぐろ保存委員会報告書、1999 年 11 月 30 日
- 2000 第 6 回みなみまぐろ保存委員会再開会合報告書、2000 年 3 月 21 日
- 2001a 第 5 回みなみまぐろ保存委員会科学委員会報告書、2001 年 3 月 24 日
- 2001b 第 7 回みなみまぐろ保存委員会報告書、2001 年 4 月 21 日
- 2001c 第 8 回みなみまぐろ保存委員会報告書、2001 年 10 月 18 日

CITES

- 1973 Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）.（所収）水産庁 1999.

Clark, Helen

- 2000a “Prime minister supports Greenpeace whaling petition.” (Prime minister media statement), January 19
- 2000b “Whaling concerns fuelled by decline in whale numbers.” (Prime minister media statement), January 25

土井全二郎

- 1992 『最近捕鯨白書』丸善

海老沢志朗

- 1996 『かつお・まぐろと日本人—うまい刺身が食べたい』成山堂書店

FAO

- 1945 Constitution of the Food and Agriculture Organization of the United Nations. <http://www.fao.org/DOCREP/003/X8700E/x8700e01.htm#P8_10>
- 1995 Code of Conduct for Responsible Fisheries.（所収）水産庁 1999. <<http://www.fao.org/DOCREP/005/v9878e/v9878e00.htm>>
- 1999 Report of the twenty-third session of the Committee on Fisheries. Rome, 15-19 February 1999. (FAO Fisheries Report No. 595)
- 2002 Report of the twenty-fourth session of the Committee on Fisheries. Rome, 26 February-2 March 2001 (FAO Fisheries Report No. 655).
- 2003 Report of the twenty-fifth session of the Committee on Fisheries. Rome, 24-28 February 2003 (FAO Fisheries Report No. 702)

Fisheries Agency of Japan

- 2002 Press Release: Japan's Position on small type coastal whaling and aboriginal subsistence whaling. May 24

フリーマン、ミルトン・M・R

- 1989（編著）『くじらの文化人類学—日本の小型沿岸捕鯨』海鳴社

Gambell, Ray

- 1982 The Bowhead whale problem and the IWC. In *Aboriginal/Subsistence Whaling* (with special reference to the Alaska and Greenland fisheries), G. Donovan ed., pp.1-6. Reports of the International Whaling Commission Special Issue 4.

Government of Australia

- 1990 Opening Statement. (IWC/42/OS Australia).
1993 Opening Statement. (IWC/45/OS Australia).
1994 Opening Statement (IWC/46/OS Australia).
1996 Opening Statement. (IWC/48/OS Australia).
1997 Opening Statement (IWC/49/OS Australia).
1999a Statement of Claim and Grounds on Which it is Based. (Attached to the Australian Note (No LGB 99/258 of 15 July) to Japan).
1999b Request for Provisional Measures. (Attached to the Australian Note (No LGB 99/258 of 15 July) to Japan).
1999c Request for Provisional Measures. (Submitted to the ITLOS, 30 July).
2003 Opening Statement. (IWC/55/OS Australia in IWC/55/OS Member Government)

Governments of Australia and New Zealand

- 2000 Reply on Jurisdiction.

Government of Italy

- 2003 Opening Statement. (IWC/55/OS Italy in IWC/55/OS Member Government)

Government of Japan

- 1987a The program for research on the Southern Hemisphere minke whale and for preliminary research on the marine ecosystem in the Antarctic. Paper SC/39/O4 presented to the IWC Scientific Committee, June 1987 (unpublished). 57pp.
1987b The research plan for the feasibility study on "the program for research on the Southern Hemisphere minke whale and for preliminary research on the marine ecosystem in the Antarctic". Paper SC/D87/1 presented to the IWC Scientific Committee, December 1987 (unpublished). 19pp.
1989 The research plan in 1989/90 season in conjunction with note for "The Program for the Research on the Southern Hemisphere minke whale and for the preliminary research on the marine ecosystem in the Antarctic (SC/39/O4). Paper SC/41/SHMi13 presented to the IWC Scientific Committee, June 1989 (unpublished). 19pp.
1994 Research program for clarification of minke whale stock structure in the northwestern part of the North Pacific. Paper SC/46/NP1 presented to the IWC Scientific Committee, May 1994 (unpublished). 13pp. + Appendix 22pp.
1995 The 1995/96 research plan of Japanese whale research programme under special permit in the Antarctic. Paper SC/47/SH3 presented to the IWC Scientific Committee, May 1995 (unpublished). 9pp.
1999 Response of the Government of Japan to Request For Provisional Measures & Counter-Request For Provisional Measures.
2000a Memorial on Jurisdiction (Cases concerning the Convention for the Conservation

- of Southern Bluefin Tuna).
- 2000b Research plan for Cetacean Studies in the western North Pacific under Special Permit (JARPNII) (Feasibility Study plan for 2000 and 2001). Paper SC/52/O1 presented to the IWC Scientific Committee, June 2000 (unpublished). 68pp.
- 2002 Research Plan for Cetacean Studies in the Western North Pacific under Special Permit (JARPN II). Paper SC/54/O2 presented to the IWC Scientific Committee, May 2002 (unpublished). 115pp.

Government of New Zealand

- 1997 Opening Statement. (IWC/49/OS New Zealand).
- 1999a Statement of Claim and Grounds on Which it is Based. Attached to the New Zealand's Note (701/14/7/10/3 of 15 July) to Japan.
- 1999b Request for Provisional Measures. Attached to the New Zealand's Note (701/14/7/10/3 of 15 July) to Japan.
- 1999c Request for Provisional Measures. (Submitted to the ITLOS, 30 July).

Government of the United Kingdom

- 1996 Opening Statement. (IWC/48/OS UK).
- 2003 Opening Statement. (IWC/55/OS UK in IWC/55/OS Member Government)

Government of the United States

- 1997 Opening Statement. (IWC/49/OS US).

函館市史編さん室

- 1997 (編)『函館市史 通説編第3巻』函館市

日比野光敏

- 1999 『すしの歴史を訪ねる』岩波書店

平口哲夫

- 1999 『史記』秦始皇本紀に記された「巨魚」についての民族考古学的考察、『国際海洋生物研究所報告』No.9、国際海洋生物研究所
- 2003 縄文～古代捕鯨と食の多様性、(財)日本鯨類研究所編『第一回日本伝統捕鯨地域サミット』pp.23-46. 長門市、日鯨研

捕鯨取締条約

- 1931 Convention for the Regulation of Whaling. LNTS 155 p. 349; USTS 880.

細田 徹

- 1995 鯨の郷土玩具、『鯨研通信』388号、(財)日本鯨類研究所

IATTC (Inter-American Tropical Tuna Commission)

- 1950 Convention between the United States of America and the Republic of Costa Rica for the Establishment of an Inter-American Tropical Tuna Commission (全米熱帯まぐろ類条約), (所収)水産庁 1999.

ICCAT

- 1966 International Convention for the Conservation of Atlantic Tunas (大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約). (所収) 水産庁 1999; CTS 1969/18.

井原西鶴

- 1688 (東明雅校訂)『日本永代蔵』岩波書店、1956年

International Agreement for the Regulation of Whaling

- 1937 ATS 1946 No. 0010 (electronic); LNTS 190 p. 79; USTS 933.

IOTC

- 1993 Agreement for the Establishment of the Indian Ocean Tuna (インド洋まぐろ類委員会設立協定). (所収) 水産庁 1999.
1999 *Report of the Third Session of the Indian Ocean Tuna Commission (Mahé, Seychelles, 9 - 12 December 1998).*

石井 孝

- 1972 『日本開国史』吉川弘文館

ITLOS (International Tribunal on the Law of the Sea)

- 1999 Order of 27 August on Southern Bluefin Tuna Cases (New Zealand v. Japan; Australia v. Japan) (Provisional Measures).

板橋守邦

- 1987 『南氷洋捕鯨史』中央公論社

岩井 保

- 2002 『旬の魚はなぜうまい』岩波書店

IWC

- 1946 International Convention for the Regulation of Whaling (国際捕鯨取締条約). (所収) 水産庁 1999.
1966 International Whaling Commission Report. *Report of the Commission* 16:3-10.
1974a International Whaling Commission Report 1972-1973. *Report of the Commission* 24:6-11.
1974b Chairman's Report of the Twenty-Fourth Meeting. *Report of the Commission* 24:20-38.
1975 International Whaling Commission Report 1973-1974. *Report of the Commission* 25:6-12.
1979 Chairman's Report of the Special Meeting (Tokyo, December 1997). *Report of the International Whaling Commission* 29:2-6.
1982 Chairman's Report of the Thirty-Third Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 32:17-42.
1983 Chairman's Report of the Thirty-Fourth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 33:20-42.
1984 Chairman's Report of the Thirty-Fifth Annual Meeting. *Report of the*

- International Whaling Commission* 34:13-34.
- 1991 Chairman's Report of the Forty-Second Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 41:11-50.
- 1992 Chairman's Report of the Forty-Third Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 42:11-50.
- 1992b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 42:51-79.
- 1993a Chairman's Report of the Forty-Fourth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 43:11-53.
- 1993b Annex I: Report of the Working Group on Implementation Trials. Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 43:153-196.
- 1993c Report of the fifth comprehensive assessment workshop on revised management procedures. *Report of the International Whaling Commission* 43:229-240.
- 1994a Chairman's Report of the Forty-Fifth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 44:11-39.
- 1994b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 44:41-201.
- 1995a Chairman's Report of the Forty-Sixth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 45:15-52.
- 1995b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 45:53-221.
- 1996a Chairman's Report of the Forty-Seventh Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 46:15-48.
- 1996b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 46:51-236.
- 1997a Chairman's Report of the Forty-Eighth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 47:17-55.
- 1997b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 47:49-97.
- 1997c Report of the Workshop on Community-Based Whaling, Sendai, Japan, 19-21 March 1997. IWC/49/15.
- 1998a Chairman's Report of the Forty-Ninth Annual Meeting. *Report of the International Whaling Commission* 48: 15-52.
- 1998b Report of the Scientific Committee. *Report of the International Whaling Commission* 48: 53-302.
- 1998c Report of the Intersessional Working Group to Review Data and results from Special permit research on minke whale in the Antarctic, Tokyo., 12-16 May 1997. *Report of the International Whaling Commission* 48:377-412.
- 1999a Chairman's Report of the Fiftieth Annual Meeting. Annual Report of the International Whaling Commission:3-49
- 1999b Report of the Scientific Committee. *The Journal of Cetacean Research and Management* Vol.1 Supplement.
- 2000a Chairman's Report of the Fifty-First Annual Meeting. Annual Report of the International Whaling Commission:7-57.
- 2000b Report of the Scientific Committee. *The Journal of Cetacean Research and*

- Management* Vol.2 Supplement.
- 2001a Chairman's Report of the Fifty-Second Annual Meeting. Annual Report of the International Whaling Commission: 11-63.
- 2001b Report of the Scientific Committee. *The Journal of Cetacean Research and Management* Vol.3 Supplement.
- 2001c Report of the Workshop to Review the Japanese Whale Research Programme under Special Permit for North Pacific Minke Whales (JARPN), Tokyo, 7-10 February 2000. *The Journal of Cetacean Research and Management* Vol.3 Supplement:375-413.
- 2002a Chairman's Report of the Fifty-Third Annual Meeting. Annual Report of the International Whaling Commission: 5-105.
- 2002b Report of the Scientific Committee. *The Journal of Cetacean Research and Management* Vol.4 Supplement, 2002.
- 2003a Chairman's Report of the Fifty-Fourth Annual Meeting. Annual Report of the International Whaling Commission: 1-115.
- 2003b Chair's Report of the 5th Special Meeting. 14 October 2002. July 1, 2003, <
<http://www.iwcoffice.org/Chair's%20Report%202002/CHREPSM02.pdf> >
- 2003c Resolution on Use of Simultaneous Interpretation at Annual Meetings of the International Whaling Commission (Resolution 2003-4)
<<http://www.iwcoffice.org/Resolutions2003/Resolution%202003.htm#Permits>>
- 2003d Report of the Scientific Committee. *The Journal of Cetacean Research and Management* Vol.5 Supplement, 2003.
- 2003e Schedule as amended by the Commission at the 55th Annual Meeting, Berlin, Germany, 16-19 June 2003. Attached to the communication (IWC.CCG 364) from the Secretariat to the Contracting Government and the Commissioners.

Kalland, Arne

- 1992 Whose Whale is That? Diverting the Commodity Path. *MAST*(5)2: 16-45.
- 1993 Management by Totemization: Whale Symbolism and the Anti-Whaling Campaign. *Arctic* 46(2): 124-133.

金田一精

- 1999 「鯨底」の話、『ミュージアム九州』17 (2) : 16-23.
- 2001 丸川島における縄文時代の鯨利用と鯨底、『琉球大学考古学研究集録』3号、琉球大学法文学部考古学研究室

金子熊夫

- 2000 さらば捕鯨エゴイズム、『論座』12月号:284-291.

笠松不二男

- 2000 『クジラの生態』恒星社厚生閣

加藤秀弘

- 1995 『マッコウクジラの自然誌』平凡社
- 2000 『ニタリクジラの自然誌』平凡社

- かつお・まぐろ年鑑
1999 1999年版、水産新潮社
- 河野良輔
1971 庶民が支えた産業 北浦捕鯨、西日本新聞（連載）
- 川島秀一
2003 『漁撈伝承』（ものと人間の文化史 109）法政大学出版局
- 小島憲之、木下正俊、東野治之（校注・訳）
1994～96 『万葉集 1～4』（新編日本古典文学全集 6～9）小学館
- 小松正之
2000 『クジラは食べていい！』宝島社
2001 （編著）『くじら紛争の真実』地球社
2002 『クジラと日本人』青春出版社
2003 『クジラ その歴史と社会』ごま書房
- Komatsu, Masayuki
1999 Chronology of Discussion in CCSBT Regarding EFP. (Annex 4 to Government of Japan 1999 above)
- 小松正之、遠藤久
2002 『国際マグロ裁判』岩波書店
- Komatsu, Masayuki & Gómez Díaz, Gabriel
2002 ¿Quién Dijo Que Comer Ballena Es Malo? The Institute of Cetacean Research.
- Komatsu, Masayuki & Misaki, Shigeko
2002 The Truth Behind Whaling Dispute. Lehmann Communications, London.
2003 Whales and the Japanese. The Institute of Cetacean Research.
- Komatsu, Masayuki & Takagi, Yoshihiro
2002 Qui Dit Que Les Baleines Sont Sacrées? The Institute of Cetacean Research.
- 鯨塚保存会
1969 『鯨塚乃由来』東品川一三会町会（未公刊）
- 熊野太地浦捕鯨史編纂委員会
1969 『熊野太地浦捕鯨史』平凡社
- 倉野憲司
1978 『古事記全註釈』（第5巻）三省堂
- 桑田透一
1940 『鯨族開國論』書物展望社
- 共同船舶
1992 『捕鯨業務マニュアル』共同船舶（株）（未公刊）
- 鋸南町史編纂委員会
1995 『鋸南町史 通史編（改訂版）』鋸南町教育委員会

Maguire, J.J., Sullivan, P., Mohn, R., and Tanaka, S.
1999 Southern Bluefin Tuna: Panel Statement on Experimental Fishery Program.
(Annex 1 to "Government of Japan 1999" above).

松本 巖
1980 (編著)『解説 日本近代漁業年表(戦後編)』水産社

松本健一
1994 『開国のかたち』毎日新聞社

三崎滋子
1986 宣伝戦に完敗した日本の鯨、『諸君』: 206-216

宮崎信之
1998 (監修)『100問100答 クジラの謎 イルカの秘密』河出書房新社

森田勝昭
1994 『鯨と捕鯨の文化史』名古屋大学出版会

長崎県教育庁原の辻遺跡調査事務所
2000 『平成12年度要覧』長崎県教育委員会

長門市
2002 『長門逍遙一鯨に逢う旅』(パンフレット)

中井 昭
1985 (監修)『海外漁業発展史年表』海外漁業協力財団

中村生雄
2001 『祭祀と供犠 日本人の自然観・動物観』法蔵館

中園成生
1996 捕鯨活動、『考古学による日本の歴史』2
2001 『くじら取りの系譜—概説日本捕鯨史』長崎新聞社

南極条約
1959 Antarctic Treaty. 402 UNTS 71. (所収) 水産庁 1999.

南極条約環境議定書
1991 Protocol on Environmental Protection to the Antarctic Treaty. 30 ILM 1455. (所収) 水産庁 1999.

南極海洋生物保存条約
1980 Convention for the Conservation of Antarctic Marine Living Resources. (所収) 水産庁 1999.

成瀬宇平

1995 『魚料理のサイエンス』新潮社

奈須敬二

1990 『捕鯨盛衰記』光琳

日米和親条約

1854 (所収) 外務省編『旧条約彙纂』第1巻、1930年

日米和親条約付録

1854 (所収) 外務省編『旧条約彙纂』第1巻、1930年

日米修好通商条約

1858 (所収) 外務省編『旧条約彙纂』第1巻、1930年

日本鯨類研究所

2003a 『第一回日本伝統捕鯨地域サミット・開催の記録』、長門市、(財)日本鯨類研究所

2003b 『江戸東京湾くじらマップ』(財)日本鯨類研究所

日本捕鯨協会、日本鯨類研究所

2003 まもって食べる。Let's Cook (パンフレット)

日本政府

1993 南氷洋では76万頭のミンク鯨が生息しています(政府公報)。朝日新聞(5月7日)

日本政府、FAO

1995 Kyoto Declaration and Plan of Action on the Sustainable Contribution of Fisheries to Food Security (食料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する京都宣言及び行動計画)。 (所収) 水産庁 1999.

小川鼎三

1979 『シーボルトと本邦の鯨 シーボルト研究』名著刊行会

大江志乃夫

2000 『ペリー艦隊大航海記』朝日新聞社

大曲佳世

2002 政治的資源としての鯨、秋道智彌・岸上伸啓編『紛争の海』pp.231-255. 京都、人文書院

大森 徹

1987 『まぐろと共に四半世紀』成山堂書店

1993 『まぐろ随談』成山堂書店

大村秀雄

1969 『鯨を追って』岩波書店

大西睦子

1995 『徳家秘伝 鯨料理の本』講談社

大隅清治

1993 『クジラのはなし』技報堂出版

2003 『クジラと日本人』岩波書店

Ohsumi, S., Masaki, Y. and Kawamura, A.

1970 Stock of the Antarctic minke whale. *Sci. Rep. Whales Res. Inst., (Tokyo)*, 22: 75-125.

岡田 哲

1996 『日本の味探究事典』東京堂出版

岡本信男

1984 『日本漁業通史』水産社

岡山芳治

1995 「鯨肉調味方」について、『Fukuoka Style』特集：西海の捕鯨 vol.12:27-28.

小野征一郎

1998 (編著)『マグロの生産から消費まで』成山堂書店

バックウッド・マグナソン法 Packwood-Magnuson Amendment

1979 16 USC Sec. 1821(e)(2).

ペリー修正法 Pelly Amendment

1954 22 USC Sec. 1978.

食の科学

1979 No.48『特別企画 鯨肉』丸ノ内出版

白石政人

2003 長州捕鯨の特徴と通い鯨組の特性、(財)日本鯨類研究所編『第一回日本伝統捕鯨地域サミット』pp.135-148. 長門市、日本鯨類研究所

Spencer, L., J. Bollwek and R. C. Morais

1991 The not so peaceful world of Greenpeace. *Forbes* (Nov.11):174-180.

Stroett, Peter J.

1997 *The International Politics of Whaling*. Vancouver: UBC Press.

Stone, Christopher

2001 Summing Up: Whaling and Its Critics. R. Friedheim (ed.) *Toward a Sustainable*

Whaling Regime, pp. 269-291. Seattle: University of Washington Press and
Edmonton: Canadian Circumpolar Institute Press.

菅原龍幸

1992 鯨肉の栄養価、『勇魚』8:6-7 日本捕鯨協会

水産庁

1999 (監修)『漁業に関する国際条約集』新水産新聞社

2000 第12回大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) 特別会合の結果について (11月
24日プレスリリース)

2002 ワシントン条約 (CITES) 第12回締約国会議の結果 (11月18日プレスリリース)

水産庁増殖推進部漁場資源課、(独)水産総合研究センター

2003 『マイワシ資源の変動と海洋環境の関係』

水産基本法

1991 平成十三年六月二十九日法律第八十九号

水産年報

1957~2002 水産社

水産新潮社

1966 (編)『日鯨連史 I』日本鯨鮪漁業協同組合連合会・日本鯨鮪漁業者協会

1967 (編)『日鯨連史 II』日本鯨鮪漁業協同組合連合会・日本鯨鮪漁業者協会

1986 (編)『日鯨連史 III』日本鯨鮪漁業協同組合連合会・日本鯨鮪漁業者協会

1987 (編)『日鯨連史 IV』日本鯨鮪漁業協同組合連合会・日本鯨鮪漁業者協会

鈴木孝夫 (監修)、川澄哲夫 (編)

1998 『資料 日本英学史 1下 文明開化と英学』大修館書店

鈴木たね子

1993 ミンク鯨肉の栄養上の特性、『勇魚』8:2-3 日本捕鯨協会

高橋順一

1992 『鯨の日本文化誌—捕鯨文化の航跡をたどる』淡交社

2003 現代日本の捕鯨文化—ひとつの試論、(財)日本鯨類研究所編『第一回日本伝統捕鯨
地域サミット』pp.81-103. 長門市、日本鯨類研究所

高正晴子

1992 中世から近世にかけての鯨料理、『ケンシヨク「食」』12(59):13-23

竹内賢士

2003 『昔の捕鯨資料』(「昔の捕鯨を語る会」(配付資料。未公刊))

田中昌一

2003 『鯨資源の動態研究と管理』(鯨研叢書 No.10) (財)日本鯨類研究所

多藤省徳（編著）

1985 『捕鯨の歴史と資料』水産社

東京都内湾漁業興亡史編集委員会

1971 （編）『東京都内湾漁業興亡史』東京都内湾漁業興亡史刊行会

角田和彦

1992 食物アレルギーと鯨肉の効用、『勇魚』7：11-12 日本捕鯨協会

ウィーン条約法条約

1969 Vienna Convention on the Law of Treaties. UNTS 1155, p.331.
<<http://www.un.org/law/ilc/texts/treatfra.htm>>

梅崎義人

1999 『動物保護運動の虚像』東京：成山堂書店。

UN

1945a Charter of the United Nations. <<http://www.un.org/aboutun/charter/index.html>>

1945b Statute of the International Court of Justice. ATS 1975 No.50.
<<http://www.icj-cij.org/icjwww/ibasicdocuments/ibasictext/ibasicstatute.htm>>

UNCLOS

1982 United Nations Convention on the Law of the Sea. （所収）外務省経済局海洋課監修『英和对訳 国連海洋法条約（正訳）』成山堂書店、1997年

和田直樹

2003 太地町での捕鯨・文化・伝統、（財）日本鯨類研究所編『第一回日本伝統捕鯨地域サミット』pp.107-116. 長門市、日本鯨類研究所

渡辺栄一

1984 『江戸前の魚』草思社

渡辺信一郎

1996 『江戸の庶民が拓いた食文化』三樹書房

1997 『江戸の生業事典』東京堂出版

山田中正

2001 みなみまぐろ事件－仲裁判決に寄せて、『国際法外交雑誌』第100巻3号

山本 忠・真道重明

1994 （編著）『世界の漁業管理 上巻／下巻』海外漁業協力財団

安富静夫、岸本充弘

2002 『下関クジラ物語』下関くじら食文化を守る会

横浜開港資料館、横浜市歴史博物館

1999 (編)『開港場横浜ものがたり』横浜開港資料館

読売新聞

2002 「捕鯨交渉” 敵役” 10年」読売新聞 2002年5月21日(夕刊) 1面

吉原友吉

1982 『房南捕鯨(附 鯨の墓)』相澤文庫

1997 くじらの墓、『鯨・イルカの民俗』日本民俗文化資料集成 18:409-480

吉村 昭

2003 『漂流記の魅力』新潮社

吉村昭、三崎滋子、三澄哲夫

1998 三人閑談(Causeries des trois): 鯨の文化史、『三田評論』No.1007、慶應義塾

添付参考資料一覧

1	年表:捕鯨に関する主な出来事
2	ミナミマグロ紛争を巡る経緯
3	食糧安全保障のための漁業の持続的貢献に関する京都宣言及び行動計画
4	南氷洋捕獲調査の推移
5	北太平洋捕獲調査の推移
6	ミナミマグロ事件仲裁裁判所の判決
7	ミナミマグロ事件をめぐる日と豪 NZ の主張
8	IWC科学委員会が推定した鯨類の資源量
9	筆者の活躍ぶり(主にメディア記事から)
10	小松正之 主な経歴

資料1 年表:捕鯨に関する主な出来事

紀元前 5,500年頃	遅くともこの頃には真脇遺跡(石川県)で小型鯨類を対象とする積極的捕獲が始められる。
9世紀	ノルウェー、フランス、スペインで捕鯨が開始。
12世紀	日本で手鋸による捕鯨が始まる。
1606	太地で「鯨組」による組織的な捕鯨が始まる。
1612	千葉県でツチクジラの手鋸漁が始まる。
1675	太地で網取り式捕鯨が始まり、それにより捕鯨が急速に普及する。
1712	米国でマッコウクジラ漁(アメリカ式捕鯨)が開幕。
1838	鮎川で組織的な網取り式捕鯨が始まる。
1868	ノルウェーで捕鯨砲が完成、ノルウェー式捕鯨の開幕。
1879	出漁中の遭難で太地の捕鯨者111名が死亡。「大背美流れ」と呼ばれるこの事故をきっかけに太地の鯨組は衰退する。
1899	日本がノルウェー式捕鯨を開始。
1903	世界最初の鯨工船(オランダ)がスピッツベルゲン海域に出漁。
1904	ノルウェーがサウス・ジョージア島に捕鯨基地を設営、南氷洋捕鯨の開幕。
1904	南氷洋に最初の鯨工船が出漁。
1906	鮎川に近代的な捕鯨基地が完成し、日本の近代捕鯨が開幕。
1924	スリップウェーを設けた母船が初めて出漁。
1930/31	南氷洋捕鯨が史上最大規模に拡大。
1931	捕鯨取締条約(ジュネーブ条約)締結(36年発効)。
1932	クロー(尾羽はさみ)が登場、操業効率が上がる。 諾・英の捕鯨業界、自主的生産抑制協定。
1934	日本が南氷洋での母船式捕鯨に参入。
1937	国際捕鯨取締協定締結。
1940	アメリカが南氷洋捕鯨中止。
1941	日本は大戦の勃発と同時に母船式捕鯨を中断。
1946	国際捕鯨取締条約締結。BWU制、オリンピック方式を導入。南氷洋母船式捕鯨によるヒゲクジラ類が主な管理対象。 日本がGHQの監督の下で南氷洋捕鯨を再開。

1948	国際捕鯨委員会(IWC)設立。
1949	第一回国際捕鯨委員会の開催。
1951	日本が IWC に加盟。
1954	ザトウクジラ(北大西洋)が捕獲禁止。
1955	シロナガスクジラ(北大西洋)が捕獲禁止。
1959	オリンピック方式の廃止、自主宣言出漁開始。
1962	国別割当制の実施。
1963	南氷洋ザトウクジラの捕獲禁止。イギリスが捕鯨中止。
1964	南氷洋シロナガスクジラの捕獲禁止。
1966	シロナガスクジラが赤道以北太平洋での捕獲禁止で、世界の全水域で捕獲禁止となる。 ザトウクジラが赤道以北太平洋での捕獲禁止で、世界の全水域で捕獲禁止となる。
1972	国連人間環境会議で「商業捕鯨 10 年間モラトリアム勧告案」が採択される。IWCにも同旨提案が出されるが否決される。 シロナガスクジラ換算(BWU)方式の廃止、鯨種別捕獲頭数枠の設定。 国際監視員制度の実施。 ノルウェーが南氷洋捕鯨から撤退。 日本がミンククジラ捕獲を開始。
1975	新管理方式(NMP)の採用。 ナガスクジラ(北太平洋)、イワシクジラ(北太平洋)の捕獲禁止。
1976	ナガスクジラ(北大西洋水域、南半球全域)、イワシクジラ(北大西洋水域)の捕獲禁止。
1978	イワシクジラ(南半球全域)の母船式による捕獲禁止。
1979	IWC 会議でインド洋鯨サンクチュアリーが採択される。 イワシクジラ(南半球全域)の基地式による捕獲禁止。
1980	マッコウクジラ(北太平洋東側)の捕獲禁止。
1981	マッコウクジラ(南半球全域)の母船式による捕獲禁止。
1982	IWC 会議で商業捕鯨モラトリアムが採択される。日本、ロシア、ノルウェー及びペルーが異議申立。
1985	日本は商業捕鯨モラトリアムへの異議申立てを撤回。
1987	日本は南氷洋での商業捕鯨を中止し、調査捕鯨を開始。 クジラ資源の包括的評価及び改訂管理方式の開発開始。
1988	日本はミンク鯨とマッコウクジラの沿岸捕鯨を中止。
1990	IWC が南氷洋のミンククジラ資源量を76万頭と評価。

1992	アイスランドがIWCを脱退、北大西洋海産哺乳動物委員会(NAMMCO)設立 IWCで改訂管理方式(RMP)が完成。
1993	第45回IWC年次会議が京都市で開催される。ノルウェーが商業捕鯨を再開。
1994	IWC会議で南大洋鯨サンクチュアリーが採択される。日本は異議申立。 日本が北西太平洋でミンククジラの調査捕鯨を開始。
1995	JARPAの調査海域・サンプル数を拡大。
2000	日本がニタリクジラとマッコウクジラを追加して第2期北西太平洋鯨類捕獲調査を開始。
2002	第54回IWC会議が山口県下関市で開催される。 JARPN IIの拡大。

資料2：ミナミマグロ紛争を巡る経緯

1. みなみまぐろ保存条約成立まで

1945	8. 14	日本, ポツダム宣言受諾
	8. 15	第2次世界対戦終了
	8. 2	連合軍総司令部 (GHQ) による日本船舶の沖合航行禁止令
	9. 14	GHQ, 沿岸12海里以内における漁業操業許可
	9. 27	GHQ, マッカーサー・ラインを設定 (日本漁船操業範囲が決定)
	9. 28	米国トルーマン大統領による「大陸棚宣言」及び「公海における漁業保全に関する宣言」
	11. 3	GHQ, 小笠原近海捕鯨を許可
1946	6. 22	GHQ, マッカーサー・ラインを拡張
	7. 2	日本鯉鮪遠洋漁業者組合連合会 (後の日本鯉鮪漁業者協会) 設立
	8. 6	GHQ, 南氷洋捕鯨を許可
	12. 2	国際捕鯨取締条約 (IWC) が署名。同条約は1948年11月10日に発効。第1回総会は1949年に開催。日本は1951年に加盟
1949	5. 31	全米熱帯まぐろ類委員会の設置に関するアメリカ合衆国とコスタ・リカ共和国との間の条約 (全米熱帯まぐろ類条約 (IATTC)) が署名される。同条約は1950年5月31日に発効し、日本は1962年からオブザーバーとして参加、1970年に正式加盟
	9. 19	GHQ, マッカーサー・ラインを再拡張
	12. 15	漁業法公布
1950	5. 11	GHQ, 母船式マグロ漁業許可
	6. 15	日本鯉鮪漁業協同組合連合会設立
1951	4. 21	日本, 国際捕鯨委員会に加盟
1952	4. 25	GHQ, マッカーサー・ラインを撤廃
	4. 28	サンフランシスコ講和条約発効
	5. 9	日米加3国漁業条約 (北太平洋の公海漁業に関する国際条約 (INPFC)) 署名。同条約は1953年6月12日に発効
1953	7. 1	以西汽船底びき網漁業及び遠洋カツオ・マグロ漁業の許可等についての漁業法の臨時特例に関する法律 (漁業法特例法) 公布 (沿岸から沖合へ, 沖合から遠洋へ)
1954	3. 1	第5福竜丸, 米国のビキニ環礁での水爆実験で被災 これを契機にインド洋漁場開発が進み, ミナミマグロの漁獲が本格化
1954	4. 3	水産庁, かつお・まぐろ漁業への転換促進を図る
	6. 2	輸出水産物の振興に関する法律公布

1961		ミナミマグロの漁獲量がピークに（日豪合わせて約 8 万 2000 トン）
1966	5. 14	日本参加の下，大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（ICCAT）が署名される。同条約は 1969 年 3 月 21 日に発効
1971	10. 1	日本遠洋まぐろ延縄業界，「ミナミマグロ資源を対象とするまぐろはえなわ漁業自主規制要綱」に基づく産卵場，小型魚漁場における操業自主規制開始 世界のミナミマグロの総漁獲量は 1970 年代から 80 年代前半には 3～5 万トンで推移。この間，豪州は，まき網漁業による小型魚の漁獲を増大させた
1979	10. 17	日豪漁業協定締結
1982		ミナミマグロ資源と漁業に関する日豪ニューージーランド（以下，NZ と略す）3 国間非公式協議開始
1982	12. 1	国連海洋法条約締結。日本は 1983 年 2 月に署名。本条約は 1994 年 11 月 16 日に発効。日本は 1996 年 6 月 20 日に批准し，1996 年 7 月 20 日に発効
1985		日豪 NZ 非公式協議によりミナミマグロに関する日豪 NZ3 カ国の年間漁獲枠を初めて設定 1985 年の 3 国の総漁獲可能量は 3 万 8650 トンであったが，豪州 200 海里内における日本の操業問題を絡めた豪州の政策により，その後極端に削減。1989 年には 1 万 1750 トン
1986		日本鯉鮪漁業協同組合連合会（日かつ連）等は，豪州の小型魚の漁獲を削減するための豪州政府信託基金（757 万豪ドル）を拠出（1986 年から 2 年間豪州政府が年間 3000 トンの漁獲枠を豪州漁業者から借り上げ）
1990		日かつ連，小型魚漁獲の削減を目的に，176 万豪ドルで豪州の漁獲枠 1000 トンを購入。うち 300 トンを調査用に使用
1991		海外漁業協力財団，小型魚漁獲の削減を目的に，豪州ポート・リンカーンにおいてミナミマグロの畜養技術移転事業を開始（1995 年まで）
1992		海外漁業協力財団，小型魚漁獲の削減を目的に，豪州において延縄漁業の技術移転事業開始（1994 年まで）

2. みなみまぐろ保存条約成立以後

1993. 5. 1 みなみまぐろ保存条約 (CCSBT) 締結・署名
11. 25 インド洋まぐろ類委員会設立協定 (IOTC) を国連食糧農業機関 (FAO) 理事会にて承認. 同条約は 1996 年 3 月 27 日に発効
1994. 5. 2 みなみまぐろ保存条約発効
同条約により設置される「みなみまぐろ保存委員会」(第 6 条) において日豪 NZ3 カ国がみなみまぐろ資源の保存と最適利用を目的に協力
5. 23 (みなみまぐろ保存委員会第 1 回年次会合(第 1 回 CCSBT 会合, ~27 NZ, ウェリントン)
日本, ミナミマグロの資源評価の改善を図るため現在漁獲が行われていない海域・時期における調査漁獲計画 (EFP) の実施構想を提案
1995. 9. 12 (第 2 回 CCSBT 会合, 東京)
~15 日本, 資源が回復傾向にあるとして 6000 トンの総漁獲可能量 (TAC) 増を提案し, 収集データの拡充による資源評価の改善を主張, 豪 NZ は TAC の現状維持を主張. 翌年の TAC については合意できず, 10 月の特別会合で合意めざす
10. 3 (CCSBT 特別会合, 豪州, キャンベラ)
~6 日本, 毎年 6000 トンで 3 年間の EFP を提案. 豪 NZ は親魚資源量は回復しておらず, 95/96 年の TAC 増に反対. 翌年の TAC についての合意はできず, 外交ルートにて解決をめざす
1996. 1. 17 (CCSBT 特別会合再開会合, キャンベラ)
~19 日本, 詳細を具体化した毎年 6000 トン/3 年間の EFP を提案. 豪 NZ は資源評価の不確実性解消の一つの方法として EFP の有用性は認めたが, 実施の決定を行う前に科学者によるワークショップの開催を要請. TAC についての合意はできず
4. 29 (第 2 回 CCSBT 特別会合, キャンベラ)
~5. 3 締約国は, EFP は資源評価改善のための効果的方法であるとし時機を得た EFP の作成と評価について協力して作業を行うこと, 及び, EFP 作成のための「目的と原則」と作業スケジュールに合意. ①資源評価に影響を与える不確実性の特定とこれらの重み付け (ステップ 1), ②調査漁獲による追加漁獲が資源に与える影響の評価 (ステップ 2) を終了した後で具体的 EFP の作成 (ステップ 3) にかかるという「条件」が付された. これらの進展を踏まえ, 日本は, 1996 年の総漁獲可能量について直近の合意水準 (1 万 1750 トン) に合意

3. 日本の調査漁獲計画 (EFP) 提案と豪・NZ

1996. 5. 27 (EFP が資源に与える影響に関するワークショップ, 静岡県清水市) ステップ 1, 2 の双方について結論得られず
 ~6. 1
 8. 62 EFP に関する議論を半日だけ議題として検討するかどうかを巡り議論が 3 日間空転
 ~9. 5
1996. 9. 24 (第 3 回 CCSBT 会合, キャンベラ)
 ~28 日本は, 3000 トンの総漁獲可能量 (TAC) 増を提案. また, 第 2 回 CCSBT 特別会合にて合意された作業スケジュールに従い共同パイロット EFP を提案. 豪・NZ は, 「条件」が整っていないとして拒否
1997. 2. 18 (第 3 回 CCSBT 再開会合, キャンベラ)
 ~22 日本は, 合意された作業スケジュールに従い改訂した共同 EFP を提案. 豪・NZ は「条件」が整っていないとして拒否. また, 日本は, 3000 トン TAC 増の提案を維持したが, 豪・NZ は拒否. 結局, 97 年の TAC については直近の合意水準とすることで合意. 第 3 回科学委員会はステップ 1 及び 2, 資源評価モデリング等について集中的に検討することが合意
7. 28 (第 3 回科学委員会, キャンベラ)
 ~8. 8 10 日以上科学議論でも議論は集約せず
 9. 8 (第 4 回 CCSBT 会合, キャンベラ)
 ~13
1998. 1. 19 (第 4 回 CCSBT 再開会合, キャンベラ)
 ~22
 2. 19 (第 4 回 CCSBT 再々開会合, キャンベラ)
 ~21 3 回にわたる第 4 回 CCSBT 会合の開催にもかかわらず, 日本の主張する TAC3000 トン増枠及び EFP については審議未了. 日本は, 1995 年からの共同 EFP 作成に向けての努力は尽くされたとし, 豪・NZ の協力が得られない以上日本単独で EFP を実施せざるを得ないことを宣言. 豪・NZ はこれに対し懸念を表明. 科学委員会における資源評価プロセスを検証するため, 外部科学者による外部監査を実施することに合意
3. 1 みなみまぐろ保存委員会において TAC, EFP について日本と豪, NZ の間で合意が得られないことを理由に, 豪は日本漁船の豪州 200 海里水域内での操業及び寄港を禁止
4. 3 国は, 非加盟国 (韓国, 台湾, インドネシア) とみなみまぐろ保存条約への加盟・協力推進のための協議を開始
5. 1 日本, 再度豪・NZ のコンセンサスを得るべく豪・NZ のコメントを加味したパイロット EFP 案を豪・NZ に提示

5. 25 (非公式 EFP 会合, 東京)
 ~26 上記パイロット EFP 案を検討し, その後の行動方針について合意. この行動方針に従い EFP 実施直前まで通信手段を通じての協議を継続したが結論得られず
4. 1998 年の日本の調査漁獲の実施とみなみまぐろ保存条約第 16 条協議
1998. 7. 10 日本, 自主的にパイロット EFP を実施 (漁獲実績: 約 1464 トン). 事前に豪・NZ に対し通報. 第三国である米国のオブザーバーが 3 名乗船
 ~8. 31
7. 13 NZ, 日本の EFP 実施を理由に日本のみなみまぐろ操業漁船の寄港を禁止. 豪州は NZ の対応を歓迎
 (第 1 回資源評価グループ会合, 静岡県清水市)
 7. 23
 ~31
8. 3 (第 4 回科学委員会)
 ~6 これらの科学会合において外部換算を実施, 日本, EFP 最終計画を豪・NZ に説明
8. 31 豪・NZ, 口上書により, 日本の EFP をみなみまぐろ保存条約違反として, 同条約第 16 条に基づく協議を要請
12. 20 (みなみまぐろ保存条約第 16 条に基づく協議 (交渉), 東京)
 ~23 「交渉」により本件紛争を解決するには至らなかったが, EFP 作業部会を設置し, 独立科学者の助言に基づき共同 EFP を 1999 年 4 月中旬までに作成し, CCSBT 委員会の承認を得るために最大限努力することにつき合意
1999. 2. 22 (第 5 回 CCSBT 会合, 東京)
 ~16 日本は引き続き TAC3000 トン増を提案したが豪州は現状維持, NZ は現状維持あるいは削減も考えるべきとの立場で合意は得られず. 共同 EFP の作成に向け最大限努力することで意見が一致
2. 1999 年の EFP につき, 作業部会を設置して 4 回の会合を持ち議論するも, 共同 EFP の合意に至らず. 豪 NZ は共同 EFP の作成を独立科学者の判断に委ねることを拒否
 ~4.
4. 30 (日豪非公式協議, 東京)
 ~5. 1 非公式に開催された日豪協議においても結論は得られず
5. 10 (第 5 回 CCSBT 再開会合, 東京)
 ~13 豪州は EFP による漁獲量を 1400 トンに制限することを提案 (NZ もほぼ同様). 調査海域, 漁船の展開についても意見の一致が得られず, EFP について合意は得られなかった

5. 18 在京豪大使より経済局審議官に対し、EFP による漁獲量の制限を 1500 とんまで妥協する旨の提案
5. 26 日豪ハイレベル協議
5. 28 日 NZ ハイレベル協議
これらの協議において、日本は 1800 トン（±20%）の妥協案を提案。しかし、豪・NZ の受け入れるところとならず
5. 末 28 日（NZ）, 31 日（豪）より、日本が一方的 EFP を開始しないよう要請。開始する場合はみなみまぐろ保存条約第 16 条の協議は一方的にうち切られたものと見なし、他の法的選択肢を検討する旨通告
6. 1 豪州宛口上書発出
6. 4 NZ 宛口上書発出
日本は、6 月 1 日に EFP を開始したこと、しかしながら、3 国間のコンセンサスが得られれば今後も EFP を調整する用意があり、協議の継続を希望することを通報
6. 1 日本が自主的に EFP を実施（漁獲実績は 2198 トン）
- ～8. 31
6. 23, 24 23 日に豪、24 日に NZ は、これまでの協議は国連海洋法条約（UNCLOS）第 283 条 1 項の意見交換であり、日本の EFP 実施により意見交換は終了した。したがって、同条約上の紛争解決手続に訴える以降である旨通告。日本は、豪・NZ に対し各々 23 日、24 日中に、みなみまぐろ保存条約第 16 条の「仲介」による解決を提案。30 日、豪・NZ は日本が EFP を即時停止すれば日本の提案を受け入れる旨表明
7. 2 日本は、日本が一方的に協議をうち切ったとの見解を受け入れない、この紛争はみなみまぐろ保存条約上の関連規定により解決されるべきであるとし、同条約上の「仲介」を再提案。また、国連海洋法条約第 283 条 1 項の意見交換が行われたと認識したことはない旨通報
7. 9 日本は、具体的仲介者として、IOTC, FAO, EU, 米国を提案
7. 14 日本は、豪・NZ が「交渉」、「仲介」による解決を受け入れない場合、みなみまぐろ保存条約第 16 条 2 項に基づく「仲裁」を行う用意があること、同時並行的に科学者・専門家による EFP に関する協議を行うことを提案

5. 暫定措置（仮保全措置）

1999. 7. 15 豪・NZ は、日本の EFP を UNCLOS 違反として同条約附属書Ⅶに基づく国際仲裁裁判手続を開始すること、EFP の即時中止等を求める暫定措置を要請することを日本に通告。1998 年、1999 年の EFP による漁獲の返却等を要請。同時にケネス・キース NZ 控訴裁判所判事を豪・NZ 側仲裁人として指名
7. 30 豪・NZ、暫定措置を国際海洋法裁判所（ITLOS）に要請
8. 9 日本、暫定措置要請に対する反論書を ITLOS に提出
8. 13 日本、山田中正早稲田大学法学部教授を日本側仲裁人として指名
8. 18 ITLOS における暫定措置要請をめぐる口頭審理（ドイツ、ハンブルク）
～20
8. 27 ITLOS が暫定措置命令を決定（1. 合意がない限り、①3 国は 1997 年の国別割当量の範囲内で漁獲を行う、②国別割当量を超える調査漁獲を行わない、2. 日本は 1999 年及び 2000 年の漁獲から 1999 年 EFP による漁獲分を差し引く、等）

6. 仲裁裁判

1999. 9. 24 仲裁裁判官選出方法に同意
9. 27 （暫定措置に基づく交渉、キャンベラ）
～29 非加盟国体策、CCSBT の機能強化、EFP 等について協議
9. 27 仲裁裁判官選出方法に従い、仲裁裁判官の候補者 10 名を記載したリストを交換。国際司法裁判所（ICJ）のシュウエーベル所長（当時）が双方のリストに掲載されていたので、同所長が仲裁裁判官の 1 人となる
9. 30 シュウエーベル ICJ 所長（当時）を裁判長として任命することを双方で確認
10. 6 暫定措置命令に基づき「Initial Report」を国際海洋法裁判所に提出。日本は、1999 年の調査漁獲分である約 2200 トンについては、同年の国別割当とされた 6065 トンより約 700 トン差し引き（ペイバック）、残りの約 1500 トンについては、翌 2000 年の漁業漁獲量から差し引くことを予定（1999 年のペイバック実績は 711 トン）
10. 12 日本がトレッセルト欧州自由貿易連合裁判所判事（ノルウェー）を、豪・NZ がフェリシアーノ世界貿易機関上級委員会委員（フィリピン）をそれぞれ相手方リストから指名

11. 29 (第6回 CCSBT 会合, キャンベラ)
 ~30 CCSBT の機能改善のため, 外部独立科学者からなる「諮問委員会」を設置し, 科学委員会及びその下部組織である資源評価グループの議長を基本的に外部の科学者から選出し議論の独立性を保つこと, 貿易を通じ主に非加盟国のミナマグロの漁獲情報を補足するための「貿易情報スキーム」の導入等に合意
2000. 1. 18 オランダ, ハーグにて豪・NZ 及び日本は会合し, 裁判所をワシントン D. C. の世銀の施設 (国際投資紛争解決センター) とし, 事務局を国際投資紛争解決センターとすることに合意
1. 19 シュウエーベル裁判長出席の下で豪・NZ 及び日本が会合し, まず国際仲裁裁判所がミナマグロの裁判について管轄権を有するか否かについて審理すること, 日本側抗弁書及び豪・NZ 側反論書の提出期限並びに口頭審理日程等につき決定 (ハーグ)
2. 11 仲裁裁判所に対し, 日本側が先決的抗弁書を提出
3. 21 「諮問委員会」のメンバーを確定. 非加盟国対策を推進するため, 将来の貿易制裁措置導入の可能性を含む「行動計画」を作成. 日本, 年間 1500 トンの漁獲を上限とする EFP 案 (2000 ~23 及び 2001 年実施) を提案するも合意されず
3. 31 仲裁裁判所に対し, 豪・NZ 側反論書を提出
5. 7 管轄権に関する仲裁裁判口頭審理 (ワシントン D. C.). 最終日に裁判官より 10 項目の質問がなされる
 ~11
5. 26 口頭審理において裁判所より要請された質問に対する回答期限. 両当事国は期限内に裁判所に対し回答を提出
6. 1 ミナマグロ貿易情報スキームの運用開始
8. 1 日本, 自国の通常漁獲の範囲内で, 2 隻の調査船を使用した単位努力量当たり漁獲量 (CPUE) 調査を実施
 ~31
8. 4 仲裁裁判所が「本案を審理する管轄権を有さない」との判決を下す

7. 交渉による解決

2000. 8. 8 日豪ハイレベル協議開催（キャンベラ）。日本側より寄港禁止措置の解除と、ITLOSが出した暫定措置に従い日本が1999年に使用しなかった711トンの返却を強く要請
9. 14 日豪 NZ ハイレベル協議開催（東京）。日本側より寄港禁止措置の解除と、ITLOSが出した暫定措置に従い日本が1999年に使用しなかった711トンの返却を強く要請
11. 16 (CCSBT 特別会合, キャンベラ)
~18 外部科学者の助言を基に、今後2年間、毎年1500トンを限度とする漁獲を伴う科学調査計画を2001年4月を目途に策定することに合意。韓国がみなみまぐろ保存条約への加盟の意図を表明（正式加盟は2001年10月17日）。711トンのペイバック問題について協議
2001. 1. 3 NZが寄港禁止を解除
3. 19 (第5回科学委員会, 東京)
~24 日本が実施したEFPのデータにより、豪・NZが主張する仮説（漁業が行われていない海域にミナミマグロは存在しないという仮説）を否定
4. 18 締約国は、①CPUE 解釈の改善、②ミナミマグロ漁獲状況の把握、
~21 ③科学オブザーバー計画、④標識放流調査等からなる科学調査計画を作成。台湾を保存管理の枠組みに正式に入れるための枠組み（拡大委員会）を作成。「行動計画」に従い、ペリーズ、ホンジュラス、カンボジア、赤道ギニアを非協力的非加盟国として特定
5. 28 (日豪非公式会合, キャンベラ)
寄港要件等につき協議。711トンのペイバック問題については、妥協策として半分の356トンを日本の2001年漁獲に追加することで合意。同日、日豪外相会談（於、東京）において、ダウナー豪外相よりミナミマグロ紛争の終結及びこれに伴う寄港禁止解除の方針を意図表明（ただし、寄港条件については双方合意するところとならず継続協議中）
10. 15 (第8回CCSBT会合, 岩手県宮古市)
~18 韓国がCCSBTに正式加盟（10月17日、国別割当量1140トン）。台湾も事実上の加盟（拡大委員会への参加）を正式表明（国別割当量1140トン）。インドネシアを非協力的非加盟国として特定。科学委員会の勧告に基づき、総許容漁獲量を近年レベル（約1万6000トン）にすることに日本は賛成。豪・NZ

- の反対で設定できず
2002. 3. 28 (日豪非公式協議, キャンベラ)
本年の総漁獲可能量 (TAC), 国別割当量, 寄港条件などについて協議
4. 23 (日豪非公式協議, 東京)
同上
7. 12 (日豪非公式協議, シドニー)
同上
8. 29 台湾が「拡大委員会」に参加決定
10. 15 (第9回 CCSBT 会合, キャンベラ)
~18

資料 3 : 食料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する京都宣言及び行動計画

THE KYOTO DECLARATION AND PLAN OF ACTION ON THE SUSTAINABLE CONTRIBUTION OF FISHERIES TO FOOD SECURITY

We, the 95 States¹ which met in Kyoto from 4 to 9 December 1995 on the occasion of the International Conference on the Sustainable Contribution of Fisheries to Food Security,

Appreciating the initiative taken by the Government of Japan to host the Conference and the technical assistance provided by the Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO);

Recalling that this initiative was welcomed at the 27th Session of the FAO Conference held in November 1993;

Also recalling the Strategy for Fisheries Management and Development established by the FAO World Fisheries Conference in 1984;

Also recalling the relevant provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea (UNCLOS), the Declaration of Cancun, the Rio Declaration and Agenda 21 of the United Nations Conference on Environment and Development (UNCED), the United Nations Agreement on Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks² and the FAO Code of Conduct for Responsible Fisheries, including the Agreement to Promote Compliance with International Conservation and Management Measures by Fishing Vessels on the High Seas;

Also recalling the decision on conservation and sustainable use of marine and coastal biological diversity adopted in November 1995 by the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity;

Also recalling the Rome Consensus on World Fisheries adopted at the FAO Ministerial Conference on Fisheries in March 1995;

¹ In this Declaration and Plan of Action the reference to States includes the European Community in matters within its competence.

² Agreement of 4 December 1995 for the Implementation of the Provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the Conservation and Management of Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks (A/CONF.164/37, 8 September 1995).

Noting a continuously growing world population and the need to secure enough food for the people in present and future generations, and the significant contribution of fisheries to income, wealth and food security for all people, and its critical importance in some low- income food-deficit countries (LIFDCs);

Recognizing the responsibility of the present generation regarding the needs of future generations;

Also recognizing the role of living aquatic resources as an important natural renewable source of food and the traditional and essential role played by fisheries in providing high quality protein required for human use;

Deeply concerned that 800 million people suffer from chronic malnutrition;

Mindful that, unless appropriate action is taken very soon, the combination, at the global level, of population increase and economic growth, in conjunction with continued overfishing, excess fishing capacity and degradation of the aquatic environment, will place enormous strains upon the fishery sector's capability to sustain its necessary contribution to food security;

Affirming that effective and integrated fisheries management and conservation policies will result in long-term and significant gains in food supply, income and wealth, as well as in economic growth;

Also affirming that achieving an optimum long-term contribution of fisheries to economic and social well-being - a concept which includes nutritional and environmental values, as well as poverty alleviation - will contribute to achieving food security;

Mindful that initiatives which respect the concept of sustainable use of resources will promote the objective of optimizing the availability of aquatic products, and thus support efforts to achieve food security;

Recognizing the importance of inland fisheries and freshwater aquaculture, in particular for land-locked countries, in many of which freshwater fish is important for food security;

Mindful that environmentally sound and sustainable stock enhancement, combined with

integrated management of freshwater catchment areas, could significantly increase supplies of freshwater fish, particularly in LIFDCs;

Aware that the world's aquaculture, while showing steady and rapid growth in production, needs appropriate institutional and legal frameworks to fulfil its potential in ways which are compatible with sustainable development;

Noting that responsible post-harvest use of fish and fishery products is necessary for the sustainable contribution of fisheries to food security;

Recognizing that trade in fish and fishery products is of great importance, in particular for a number of developing countries, and should be conducted in accordance with the principles, rights and obligations established in the World Trade Organization (WTO) Agreement;

Also recognizing that many developing countries, and in particular LIFDCs and small island developing States, face major challenges in ensuring a sustainable contribution from subsistence, artisanal and commercial fisheries to their food security, and recognizing that international cooperation and support will be important in ensuring capacity building, information exchange and the provision of technical and financial assistance;

DECLARE that we should, without prejudice to the rights and obligations of States under international law:

1. Recognize and appreciate the significant role which marine fisheries, inland fisheries and aquaculture play in providing food security for the world, both through food supplies and through economic and social well-being;
2. Recognize and appreciate the important economic and social role of subsistence, artisanal and commercial fishers and other fishers throughout the world, and seek to provide an environment in which they can make an optimum contribution to economic and social welfare;
3. Recognize that FAO projects a potential substantial shortfall by 2010 of the supply of fish and fishery products to meet demands from an increased human population, which in turn will adversely affect world food security;
4. Recognize that the projected shortfall of supply of fish and fishery products by 2010 can substantially be reduced and the marine and inland waters maintained as a sustainable source

of renewable food resources, if a combination of measures, set forth below, are taken;

5. Take steps for effective application of the FAO Code of Conduct for Responsible Fisheries, and consider becoming parties to the United Nations Convention on the Law of the Sea, the United Nations Agreement on Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks and the Agreement to Promote Compliance with International Conservation and Management Measures by Fishing Vessels on the High Seas, and enact, correspondingly, appropriate domestic legislation and regulations in a timely manner;

6. Call for an increase in the respect and understanding of social, economic and cultural differences among States and regions in the use of living aquatic resources, especially cultural diversity in dietary habits, consistent with management objectives;

7. Undertake in-depth studies to assess the social, economic and cultural importance of fisheries and fishery products;

8. Promote and strengthen scientific research as the fundamental basis for sustainable development of fisheries and aquaculture activities to ensure food security, as well as provide scientific and technical cooperation and support for those countries with lesser research capabilities;

9. Base policies, strategies and resource management and utilization for sustainable development of the fisheries sector on the following: (i) maintenance of ecological systems; (ii) use of the best scientific evidence available; (iii) improvement in economic and social well-being; and (iv) inter- and intra-generational equity;

10. Apply the precautionary approach as referred to in the FAO Code of Conduct for Responsible Fisheries and the United Nations Agreement on Straddling Fish Stocks and Highly Migratory Fish Stocks;

11. Assess the stock productivity in the waters under national jurisdiction, both inland and marine, adjust the fishing capacity in these waters to a level commensurate with long-term stock productivity and take appropriate measures as soon as possible to restore overexploited stocks to sustainable levels; and cooperate in accordance with international law to take similar measures regarding stocks occurring in the high seas;

12. Conserve and sustainably use biological diversity and its components in the aquatic environment and, in particular, prevent practices leading to irreversible changes, such as extinction of genes and species, genetic erosion and/or large-scale destruction of habitats;

13. Study the effectiveness of multispecies management;

14. When and where appropriate, consider harvesting a multiple trophic levels in a manner consistent with sustainable development of these resources;

15. Promote fisheries through research and development aiming at: (i) optimum use of unexploited or underexploited resources; (ii) identification of new, harvestable, aquatic resources; (iii) reduction of discard mortality; (iv) development and use of selective, environmentally safe and cost-effective fishing gear and techniques;

16. Increase the available supply of fish and fishery products for human consumption, nationally and internationally, through: (i) making optimum use of harvests and reducing post-harvest losses; (ii) developing, improving and sharing appropriate storage, processing and distribution technology; and (iii) developing and promoting effective systems ensuring the safety of food of aquatic origin, including harmonization of international regulations;

17. Support enhancement of fisheries in coastal marine and inland waters, when and where appropriate, by: (i) assisting in stocking of resources and restocking of depleted resources through providing suitable organisms; (ii) assisting fishers to organize themselves; (iii) promoting the use of integrated community based and/or co-management schemes; and (iv) subject to national priorities, establishing access or user rights in waters exploited under open access regimes;

18. Promote the use of sustainable and environmentally sound aquaculture and ranching in coastal marine and inland waters through, inter alia: (i) establishment of appropriate institutional and legal frameworks; (ii) coordination of the use of lands and waters with other activities; (iii) use of the best and most appropriate genetic material in conformity with the conservation and sustainable use of the environment and conservation of biological diversity; and (iv) application of social and environmental impact assessments;

19. Study the means for responsible post-harvest use of fish and fishery products, compatible with the policies for the sustainable development of fisheries and aquaculture;

20. Ensure that trade in fish and fishery products promotes food security, does not result in environmental degradation or adversely impact the nutritional rights and needs of people for whom fish and fishery products are critical to their health and well-being, does not undermine applicable global, regional and subregional conservation and management measures and is conducted in accordance with the principles, rights and obligations established in the World Trade Organization (WTO) Agreement;

21. Enhance public awareness of the nutritional and health values of fish and fishery products;

22. Provide, either directly or through regional, subregional or international organizations, technical and financial assistance to developing countries, in particular LIFDCs and small island developing States, in order to assist them to realize the sustainable contribution of fisheries to food security and social and economic development;

AND HAVE AGREED that a set of immediate actions should be taken, without prejudice to the rights and obligations of States under international law, either directly or in cooperation with other States, or through the Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) in cooperation with other appropriate intergovernmental organizations and/or regional fishery management organizations or arrangements. These immediate actions are:

1. To assess and monitor the present and future levels of global, regional and national production, supply and demand of fish and fishery products and their effects on food security, employment, consumption, income, trade and sustainability of production.

2. To enhance subregional and regional cooperation and establish, where it is considered appropriate, subregional and regional fishery conservation and management organizations or arrangements for straddling fish stocks and highly migratory fish stocks; and cooperate to strengthen, where necessary, existing subregional and regional fishery conservation and management organizations and arrangements in order to carry out their assigned tasks.

3. To conduct, within their competences and, where appropriate, in cooperation with regional and other intergovernmental organizations, integrated assessments of fisheries in order to evaluate opportunities and strengthen the scientific basis for multispecies and ecosystem management.

4. To identify and exchange information on potential mechanisms to reduce excess fishing capacity and implement action on programs to reduce excess capacity, where and when appropriate, as soon as possible
5. To develop, promote and facilitate the exchange of information on the use of efficient and standardized methodologies for the study of social, cultural and economic characteristics of fishing and associated activities; and, in particular, attempt to develop methods designed to permit verifiable indicators of the importance of such characteristics and their interaction and compatibility with management objectives.
6. To promote allocation of human and financial resources for an international program to investigate the effectiveness of multispecies management of commercial fishery resources.
7. To increase efforts to estimate the quantity of fish, marine mammals, sea birds, sea turtles and other sea life which are incidentally caught and discarded in fishing operations; assess the effect on the populations or species; take action to minimize waste and discards through measures including, to the extent practicable, the development and use of selective, environmentally safe and cost-effective fishing gear and techniques; and exchange information on methods and technologies to minimize waste and discards.
8. To promote the exchange of information amongst research institutes and other relevant entities aiming to: (i) increase opportunities for the sustainable use of unexploited or underexploited species as human food; and (ii) promote and support research activities in order to ensure improvement in scientific knowledge of existing fishery resources.
9. To strengthen coordination of national and international research programs aiming to simulate environmentally sound aquaculture and stocking, giving emphasis to the development of international guideline for the development and management of activities in particular on: (i) the impacts on the environment and biodiversity; (ii) the application of biotechnology; and (iii) the health of cultured stocks.
10. To provide and coordinate technical and financial assistance programs for developing countries, in particular low-income food-deficit countries (LIFDCs) and small island developing States, and encourage cooperation between these countries, in order to achieve the contribution of fisheries to food security through, inter alia: (i) a rapid transfer of technology and know-how in enhancement in inland and marine waters; (ii) an upgrade and increase of the

capabilities needed to minimize post-harvest losses; and (iii) ensuring improved control of fishing activities within areas under national jurisdiction.

AND REQUEST the Government of Japan to convey this Declaration and Plan of Action to the Secretary-General of the United Nations, the Director-General of the Food and Agriculture Organization of the United Nations, the Chairman of the United Nations Commission on Sustainable Development, the 1996 FAO World Food Summit and relevant international organizations for their consideration and endorsement.

(end of text)

資料4：南水洋捕獲調査の推移

調査回数	年度	調査形式	調査海域(南極海海区)			調査期間	調査 日数	使用船舶数		乗組員 (名)	総探索距離 (マイル)	ミンクジラの 発見数	標本採集数 ()はドワーフ
			Ⅲ区(東)	Ⅳ区	Ⅴ区			Ⅵ区(西)	調査 母船				
第1次	1987/88	予備調査		● (一部)		1988.1.17 ~ 1988.3.26	70	1	2	158	8,482	1,350	273 (1)
第2次	1988/89	"			● (一部)	1989.1.12 ~ 1989.3.31	79	1	3	180	9,614	1,604	241 (5)
第3次	1989/90	本格調査(1)		●		1989.12.6 ~ 1990.3.12	97	1	3	186	17,094	3,382	330 (3)
第4次	1990/91	" (2)		●		1990.12.19 ~ 1991.3.22	94	1	3	188	14,760	2,994	327 (4)
第5次	1991/92	" (3)		●		1991.12.5 ~ 1992.3.25	112	1	3	158	18,205	3,731	288
第6次	1992/93	" (4)		●		1992.12.3 ~ 1993.3.25	113	1	3	162	13,492	4,006	330 (3)
第7次	1993/94	" (5)		●		1993.12.3 ~ 1994.3.19	107	1	3	162	17,933	2,823	330
第8次	1994/95	" (6)		●		1994.12.3 ~ 1995.3.22	110	1	3	163	14,039	3,025	330
第9次	1995/96	" (7)	●	●		1995.11.26 ~ 1996.3.22	118	1	3	198	21,456	2,587	440
第10次	1996/97	" (8)		●	●	1996.11.30 ~ 1997.3.13	103	1	3	200	17,756	3,244	440
第11次	1997/98	" (9)	●	●		1997.12.7 ~ 1998.3.14	98	1	3	204	16,462	1,921	438
第12次	1998/99	" (10)		●	●	1999.1.13 ~ 1999.3.31	78	1	3	202	7,494	3,394	389
第13次	1999/2000	" (11)	●	●		1999.12.5 ~ 2000.3.10	97	1	3	194	16,342	7,559	439
第14次	2000/01	" (12)		●	●	2000.12.11 ~ 2001.3.20	100	1	3	195	20,484	5,394	440
第15次	2001/02	" (13)	●	●		2001.11.29 ~ 2002.3.9	101	1	3	193	19,767	5,460	440
第16次	2002/03	" (14)		●	●	2002.12.2 ~ 2003.3.8	96	1	3	198			440
第17次	2003/04	" (15)	●	●									
第18次	2004/05	" (16)		●	●								

捕獲頭数(累計) 5,915 (16)

資料5：北太平洋捕獲調査の推移

1. JARPN

調査回数	年度	調査形式	調査海域			調査期間	調査日数	使用船舶数		乗組員総探索距離 (名) (マイル)	ミンククジラの 発見数	標本採集数 ミンク クジラ	
			11	7	8			9	調査 母船				目視 採集船 専門船
第1次	1994	予備調査	●			1994.7.5 ~ 9.7	65	1	2	117	6,980	46	21
第2次	1995	"	●			1995.6.13 ~ 8.22	71	1	3	151	11,844	151	100
第3次	1996	本格調査	●	●		1996.7.7 ~ 9.13	69	1	3	185	12,088	177	77
第4次	1997	"	●	●		1997.5.6 ~ 7.14	70	1	3	190	15,063	143	100
第5次	1998	"	●	●		1998.4.26 ~ 6.21	44	1	3	190	7,707	182	100
第6次	1999	"	●	●		1999.6.9 ~ 7.23	28	1	3	182	4,459	293	100

498

2. JARPN II

調査回数	年度	調査形式	調査海域			調査期間	調査日数	使用船舶数			乗組員総探索距離 (名) (マイル)	ミンククジラの 発見数	標本採集数				
			11	7	8			9	調査 母船	目視 採集船 専門船			トロール 調査船	ミンク クジラ	ニタリ クジラ	マッコウ クジラ	イワシ クジラ
第1次	2000	予備調査	●	●		2000.8.1 ~ 9.16	47	1	3	1	219	7,284	68	40	43	5	5
第2次	2001	"	●	●		2001.5.14 ~ 8.3	82	1	3	1	211	18,414	155	100	50	8	8
第3次	2002	本格調査	●	●		2002.7.5 ~ 9.18	76	1	3	1	205	11,497	141	100	50	5	39
第4次	2003	"	●	●		2003.5.17 ~ 8.8	84	1	3	2	210	17,222	200	100	50	10	50

340 193 28 89

資料 6 : ミナミマグロ事件国連海洋法仲裁裁判所の判決（主文（第 72
パラグラフ）のみ抜粋）

72. FOR THESE REASONS

The Arbitral Tribunal

By vote of 4 to 1,

**1. Decides that it is without jurisdiction to rule on the merits of the dispute;
and,**

Unanimously,

**2. Decides, in accordance with Article 290(5) of the United Nations Convention
on the Law of the Sea, that provisional measures in force by Order of the
International Tribunal for the Law of the Sea prescribed on August 27, 1999
are revoked from the day of the signature of this Award.**

資料 7 : ミナミマグロ事件をめぐる日と豪 NZ の主張

項目	日本	豪州・ニュージーランド
1. 本件問題の本質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件はみなまぐろ保存条約 (CCSBT) の下における資源評価に関する技術的問題であり, 司法解決にはなじまず受理不可能。 ・ 一方的訴訟では関係国のバランスは図れない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は国連海洋法条約 (UNCLOS) の解釈適用をめぐる紛争 (日本の調査漁獲の実施は UNCLOS 上の協力義務違反。) 科学的技術的側面があるからといって司法解決ができないことにはならない (受理可能)。 ・ CCSBT は正常に機能しておらず UNCLOS に従うべき。
2. UNCLOS 上の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豪 NZ は CCSBT 枠内での紛争解決提案を拒否。 UNCLOS 第 15 部第 1 節が規定する平和的紛争解決のための努力が尽くされていない。 ・ 本件を UNCLOS に付託する合意はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ UNCLOS 上の義務的手続に付託する前提の平和的紛争解決義務等の手続は実施。 ・ CCSBT の紛争解決手続は UNCLOS の紛争解決手続を排除していない。
3. UNCLOS の管轄権一般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は CCSBT の運用の問題であり, UNCLOS の問題とするのは「偽装」。 ・ ミナミマグロに関する紛争は CCSBT の手続が扱うという当事国間の合意があり, 仲裁裁判所は管轄権を持たない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCSBT と UNCLOS の関係を議論すること自体, UNCLOS の解釈, 適用の問題。 ・ CCSBT の紛争解決手続は UNCLOS の紛争解決手続を排除していない。
① 特別法優先の原則	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCSBT (特別法) が UNCLOS (一般法) に優先する。 ・ UNCLOS と同様の関係を有する条約・協定は他に 100 以上存在。 豪 NZ の主張を受け入れれば多くの混乱を来す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別法優先原則は, 特別法と一般法との間で抵触がない場合には適用されない。 ・ UNCLOS の実施条約の加盟国が UNCLOS の義務を免れるのなら, 非加盟国のみが UNCLOS 上のより高い義務を負うこととなり不合理。
② CCSBT 作成過程における了解	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCSBT の紛争解決手続策定過程において, NZ 提案の拘束力のある決定を含む義務的な紛争解決手続は否定された。 その際に当事国間に UNCLOS の手続を利用する了解・合意はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCSBT 条約は拘束力のある決定を含む強制的な紛争解決の手続を定めておらず, 締約国が選択できる可能性のリストを提供しているにすぎない。 CCSBT が UNCLOS の関連規定を排除したことを示すものはない。

③ 予防原則	<ul style="list-style-type: none"> ・ UNCLOS 上に予防原則の規定はなく、予防原則違反での裁判手続は不可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 98 年以降、本件問題は UNCLOS の義務違反と予防原則または予防的アプローチ違反であると主張。
④ 発効時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCSBT は UNCLOS より 26 ヶ月早く発効しており、この間は UNCLOS の影響を全く受けずに存在した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ UNCLOS の発効以降は UNCLOS の仲裁が適用できる。
⑤ 第三国への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCSBT の非加盟国で UNCLOS の加盟国（韓国、インドネシア等）を訴えないのは、本件が CCSBT の問題であることを明示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三国とは加盟・協力について交渉中であり、訴えるまでの状況にはない。
⑥ 訴訟原因の消滅	<ul style="list-style-type: none"> ・ CCSBT 年次会合で、年間の漁獲の上限を 1500 トン（昨年豪 NZ が受け入れ可能とした量）とする 2 年間の調査漁獲を提案したことにより資源への悪影響はなくなり、問題の原因は消滅した。従って仲裁裁判所は管轄権を持たない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年の提案は撤回済み。過去の相違を解決しても問題の解決にはならない。漁獲量よりも調査の内容が問題であり、紛争は消滅していない。また、日本の提案は 2 年を経過して以降のことは何らコミットしていない。

資料 8 : IWC 科学委員会が推定した鯨類の資源量

鯨種	海 域	調査年度	推定資源量	95%信頼区間	資源状況
ミンククジラ	南半球 (S60° 以南)	1982/83- 1988/89	761,000	510,000- 1,140,000	健全資源
		1988/89 以降		現在分析中	
	北大西洋 (カナダ東海岸 域を除く)	1987-95	149,000	120,000- 182,000	
	北西太平洋・ オホーツク海	1989-90	25,000	12,800- 182,000	
ニタリクジラ	北西太平洋	1992	23,800	16,100- 35,000	健全資源
マッコウクジラ	全世界	2001 (米国) ³	2,000,000	-	健全資源
ナガスクジラ	北大西洋	1969-89	47,300	27,700- 82,000	健全資源
コククジラ	北太平洋東側 ²	1997/98	26,300	21,900- 32,400	健全資源
ホッキョク クジラ ¹	ベーリング海・チ ュクチ海・ポーフ オート海	1993	8,000	6,900-9,200	保護資源

¹ 年間平均 174 頭の捕獲の下に、1967/68 漁期から 1987/88 漁期間の年間に 3.2% (95%信頼区間 : 2.4%-4.3%) の定率で増加している。

² 1978 年~1993 年の純増加率は年間 3.2% (95%信頼区間 : 1.4-5.1%) と推定される。

³ アメリカ商務省。

THE SATURDAY PROFILE

An Environmentalist Who Loves to Eat Whales

By JAMES BROOKE

TOKYO

IN "Whale Hunters," a new BBC documentary, Masayuki Komatsu can be heard giving a Japanese whaling ship captain advice on how to deal with Greenpeace protest boats: "When they approach, blow them out of the water."

In a nation of bland comment, Mr. Komatsu loves the one-liner. In a nation of deference, he likes confrontation. In a nation of low profile, Mr. Komatsu is the Japanese nail that never gets hammered down.

Mr. Komatsu has striking advice for a visitor, coming as it does from the man whose job is to protect Japan's marine environment.

"First, you go whale watching," he suggested. "Then, on shore, you go eat whale sushi!"

The line was just what critics and supporters alike have come to expect of Mr. Komatsu, a career bureaucrat with steel-rimmed glasses and a row of pens neatly arrayed in a pocket protector. He has taken up the cause of restoring Japanese whaling to its golden days, the years before Americans placed "Save the Whales" stickers on car bumpers, before a later generation was ruined by the movie, "Free Willy!"

Mr. Komatsu's cause is unpopular in a world where commercial whaling has been banned for 20 years. He has pursued it with what many see as an indigestible mix of old-fashioned nationalism, selective culinary history and transparent political ambition.

He is not above rough tactics. In May, when the International Whaling Commission once again refused to end the global ban on commercial whaling, Mr. Komatsu grabbed a microphone from his delegation leader and single-handedly blocked what was supposed to be a nearly automatic vote to allow whales to be hunted by Alaskan Eskimos and Siberian natives, indigenous peoples who depend on them for food. With his action, Mr. Komatsu said in effect, if Japan can't whale, no one can.

Delegates were incensed. The American representative called it "the most unjust, unkind and unfair vote ever taken" in the more than half century the group has been in existence. Others said the future of the entire organization was in doubt. But at a special session of the commission in Cambridge, England, this week members voted to restore whaling quotas to Alaskans and Siberian natives, undoing the vote orchestrated by Mr. Komatsu last summer.



Stuart Isett/Gamma, for The New York Times

*"You eat cows and drink beer.
We eat whales and drink sake."*

MASAYUKI KOMATSU

turned his new American linguistic and educational tools to defending Japanese whaling on cultural, historical and often economic grounds.

"You eat cows and drink beer," he told his American visitor. "We eat whales and drink sake. Japan is a country surrounded by oceans, and for many years, Japan has appre-

The American delegates returned to Washington, protesting bitterly. Administration officials intervened, forcing Prime Minister Koizumi's government to agree to a compromise that allowed American Eskimos and Siberian natives to hunt whales, as they have for hundreds of years.

New York Times, A4, October 19, 2002.

素材厳選・ヘルシー食品

はんぺん

江戸の味、今に伝える

佃権 つくぞん

捕鯨交渉、敵役、10年

異色の官僚 小松水産庁参事官

本音攻める 粘る

山口県下関市で開催中の国際捕鯨委員会(IWC)年次総会で日本交渉団チーフとして、日本の主張を前面に立って展開する小松正之・水産庁参事官(48)は九一年から、交渉に参加。「タネコシエーター(手ごわい交渉相手)」と呼ばれる。外交交渉の協力を自指す日本の官僚が多い中、歯にきぬぎせぬ発言も目立つ環境保護団体「グリーンピース」は二十日、「敵役の代表」として、小松氏の写真のお面をつけて抗議活動を展開した。だが、「神学論争化している現状のIWCの議論にさびを打つたのは、小松氏のまなづきが不可欠と指摘する向きもある。



神学論争に喝

「ミンククジラ(海狗)のことを意識した発言だ。」「キプリ」。小松氏が昨年、こうした主張を抜粋の英語発言した内容が、オーストラリアのテレビでも取り上げられ、国際的な批判を呼んだ。反捕鯨国だけでなく、日本の農水省関係者も驚いた。だが、会談が始まった現在でも、小松氏は主張を変えていない。この発言は、本人にすれば、繁殖力の強いミンククジラを端的に表現したわけだ。ミンククジラを食する魚類の魚類を食する結果、世界の漁業に影響を与えている



「国際会議で渡り合える。」「さし、いままで、率直にコメントする日本の官僚は少ない。」「環境保護団体には分かりやすい悪役

側の民間団体「福北同盟」のルネ・ロベック事務局長は「IWCにはある意味で攻撃的だ。」「たけな」と解説する。最近の議論は停滞している。捕鯨推進派と反対派が譲歩せず、建設的な前進が図れない状況は、推進派に不満が募り、最低限の調査捕鯨は続行する。反対派は、商業捕鯨再開の道をふさぎ、両者とも盛り心地

がよい。この解説も出る。IWCは、表面は過激でも互いが言いっぴん、問題解決の糸口をつかなくて会議に過ぎない。交渉者も会議でメシを食って口化された集団だ。この批判も根強い。IWC組織自体の不要論も出ている。そんな情勢を吹き払ったのは、交渉には「攻撃性」と「粘り強さ」を兼ね備えた小松の要求される。確信したように見える。風分が開く可能性を秘めた案件もある。総会では今後、クジラの捕獲量を科学的に算定・管理する「改定管理制度」(RMS)に関する議論が行われるが、交渉の間で鯨再開の是非といった重要な課題は、四分の三以上の賛成がないと可決しないが、将来への足がかりをつかもうという狙いがある。小松氏は下関会議での本音ベースの目標を「重要事項の採決での過半数の獲得」に置いている。商業捕鯨を容認する可能性もある。

ミンククジラ 年50頭枠否決

日本提案 国際捕鯨委員会(IWC)総会(20日)は、二十一年日本は沿岸で小型船を使いミンククジラを年間五十頭捕獲できる枠を新設禁漁区を拡大することを提案した。採決の結果、賛成二十反対二十一(棄権三)で可決に必要な四分の三以上の条件を満たさなかったため、否決された。現在も国内で小規模ながら捕鯨を続けている地域を支援する狙いがあった。反捕鯨国はクジラ類の捕獲量を科学的に算定・管理する「改定管理制度」(RMS)に関する議論が行われるが、交渉の間で鯨再開の是非といった重要な課題は、四分の三以上の賛成がないと可決しないが、将来への足がかりをつかもうという狙いがある。小松氏は下関会議での本音ベースの目標を「重要事項の採決での過半数の獲得」に置いている。商業捕鯨を容認する可能性もある。

昭和 52 年 4 月から昭和 54 年 3 月まで

200 海里体制後の水産加工業原料対策、水産加工施策資金法（新設）、雇用対策、融資対策などに従事。

昭和 54 年 4 月から昭和 57 年 6 月まで

漁業白書の執筆、水産行政の見直し検討などを担当。

昭和 57 年 7 月から昭和 59 年 6 月まで

米国イェール大学経営学大学院にて財務学、会計学、企業組織論、経済学、オペレーション・リサーチなどを学び、経営学修士号（MBA）を取得。

昭和 59 年 7 月から昭和 60 年 3 月まで

海外漁業協力を担当。カメルーン、サントメ・プリンシペ、マレーシア、ブルネイ及びアルゼンチンの途上国漁業発展を支援。

昭和 60 年 4 月から昭和 63 年 6 月まで

米国及びカナダなどとの漁業交渉などを担当。

米国 200 海里水域に入域する日本漁船（日水、大洋漁業、日魯、極洋、宝幸など）の漁獲割当の確保のための交渉担当。

日米加漁業条約に基づく日本のさけます漁船の米国 200 海里水域入域のための交渉と日米加漁業委員会年次会議のための対応。

この間の昭和 61 年に海産哺乳動物混獲許可証取得のための米国商務省行政裁判所での証言と米政府との交渉、米国連邦裁判所での訴訟に参加。

昭和 63 年 7 月から平成 3 年 8 月まで

FAO 総会、理事会、農業委員会、林業委員会、水産委員会、熱帯林業開発委員会、動植物遺伝資源委員会などへの出席。

FAO 事務局との人事案件を含む各種の折衝。

平成 3 年 8 月から現在まで

— 第 44 回から第 55 回まで IWC 年次会合に連続 12 回出席。

— 平成 5 年（1993 年）

IWC 京都総会の招聘に積極関与。

— 平成 6 年（1994 年）

北西太平洋鯨類捕獲調査の開始を推進。

－平成 7 年（1995 年）

IWC 財政運営委員会議長。

南氷洋鯨類捕獲調査の拡充を推進。

FAO／日本政府主催、「食料安全保障のための漁業の持続的貢献に関する国際会議」（京都会議）の企画・立案と京都宣言及び行動計画の採択を推進。

－平成 8 年（1996 年）

4 月、みなみまぐろ保存委員会第 2 回会合特別会合に参加（CCSBT 会合に、初参加）、共同調査漁獲案を提示。

－平成 9 年（1997 年）

6 月、第 10 回ワシントン条約締約国会議に参加（開催国ジンバブエ。日本がミンククジラなどのダウンリスティング提案を初めて行い、53 の支持票を獲得。）

12 月、欧州議会にて捕鯨問題につき証言。

－平成 10 年（1998 年）

7 月、ミナミマグロ調査漁獲の実施を推進。

12 月、日豪 NZ によるみなみまぐろ保存条約第 16 条協議に参加。

－平成 11 年（1999 年）

2 月、FAO 漁獲能力管理（遠洋マグロ延縄漁船の 20～30%減船）の行動計画などの採択を推進。

6 月、第 2 回ミナミマグロ調査漁獲の推進に関与。

7 月、APEC 漁業ワーキンググループ気仙沼ワークショップでの協調減船・便宜置籍船排除勧告の採択を推進。

8 月、ミナミマグロ国際海洋法裁判所（独・ハンブルク）口頭審理のため日本代表団に証言者（予定）として参加。

12 月、インド洋まぐろ類委員会（IOTC）議長。

－平成 12 年（2000 年）

4 月、第 11 回ワシントン条約締約国会議（ケニア、ナイロビ）に参加。

5 月、ミナミマグロ国連海洋法仲裁裁判所口頭弁論（ワシントン DC）の日本代表団に加わる。

7 月、北西太平洋鯨類捕獲調査の拡充（ニタリクジラ、マッコウクジラの追加）を推進。

8 月、中西部太平洋まぐろ漁業条約策定交渉（MHLC）に参加。

11 月、韓国がみなみまぐろ保存条約への加盟の意図を正式に表明。

12 月、IOTC 京都総会議長を務める。IUU 排除決議採択を推進。

－平成 13 年（2001 年）

1 月、MHLC 東京非公式会議議長を務める。

2 月、国連食糧農業機関（FAO）水産委員会議長を務める。IUU 国際行動計画の採択及び報告書パラグラフ 39（鯨類による捕食調査）の採択に貢献。

5 月、日豪 NZ 間のミナミマグロ紛争の事実上の解決に貢献。

7月、第53回IWC年次総会（ロンドン）に参加。

10月、みなみまぐろ保存委員会、台湾の加盟表明に貢献。

12月、IOTC議長。IUU排除決議の採択。メバチマグロの輸入規制採択。

—平成14年（2002年）

5月、第54回IWC年次総会（下関）に参加。米国のダブルスタンダードを明らかにする。原住民生存捕鯨の捕獲枠設定をブロック。

7月、北西太平洋鯨類捕獲調査の再拡充（イワシクジラの追加、ミンククジラ沿岸調査の追加）に貢献。

9月、魚介類のダイオキシン蓄積量を魚種別・海域別に初めて広報することを推進。

11月、イワシ、サバなどの資源の悪化状況を公表（TV、一般紙等で大きく取り上げられる。）。ABC（生物学的許容漁獲量）とTAC（総漁獲許容量）の乖離を大幅に縮減すること（3~10倍から1.5倍へ）に貢献。

有明海・八代海再生特別措置法の成立に関与。

—平成15年（2003年）

3月、国際漁業資源の現状を公表。

5月、山口県角島の北朝鮮の座礁船の撤去に貢献。

6月、魚介類中の水銀蓄積量、魚種別摂取量及び接触指導の公表に参加。第55回IWC年次総会（ベルリン）に参加。

9月、漁場油濁被害救済基金の寄付行為改訂に貢献（原因者特定の被害も新たに救済する制度に改善）。

11月、神奈川県及び横浜市が第25回豊かな海づくり大会を開催決定（公表）することを支援。「東京湾への放流」による東京湾再生への貢献。

ABCとTACの乖離のさらなる縮小に貢献（1.20倍以下とする）。イワシ・サバの資源状況の理解や科学的評価に根ざしたTAC設定への理解普及に貢献。

12月、沿岸漁業資源調査の充実（平成16年度予定）が平成16年度国家予算策定での大臣折衝の重点事項となり、政府原案に盛り込まれることに貢献。